

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
Ⅲ-2-3(勧誘・説明態勢)		
1	<p>監督指針案Ⅲ-2-3-1(1)②ロでは、着眼点として、「また、契約締結以降も、長期にわたって取引が継続するデリバティブ取引等の実態の把握について、同様の取組みをしているか。」と追加されているが、これは必ずしも全ての長期契約について定期的に顧客面談等を行うことを求める趣旨ではないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、必ずしも、長期にわたる取引の全てを対象として、顧客との定期的な面談を求める趣旨の記載ではないと考えられます。</p>
2	<p>監督指針案Ⅲ-2-3-1(1)②ロの「また、契約締結以降も、長期にわたって取引が継続するデリバティブ取引等の実態の把握について、同様の取組みをしているのか。」について、その趣旨を明らかにしてほしい。</p>	<p>長期にわたるデリバティブ取引等の契約を締結している場合は、契約締結後に、市況の変動等に伴い、顧客の財産の状況等が変化することが十分想定されるところ、金融商品取引業者の顧客管理の観点からも、取引実態の適切な把握及びその状況の変化に応じた適切な対応を図ることが重要との趣旨によるものと考えられます。</p>
3	<p>監督指針案Ⅲ-2-3-4(1)②ホについて、追証の「おそれが少ない」又は「額が少ない」ことは、そもそもそれ自体が重要である「元本保証の有無」とは場面が異なることから、「特に」として例示するのであれば、それぞれ「著しく」と追加すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙3)P2、Ⅲ-2-3-4(1)②ホ】</p>
Ⅳ-1-3(利益相反管理体制の整備)		
Ⅳ-1-3(1)(基本的な考え方全般)		
1	<p>利益相反管理においては、銀行等金融機関がその優先的地位を濫用することを適切に管理することが肝要であるため、銀行の与信部門等が入手した非公開情報を、当該銀行内も含め適切に管理する措置を講ずるべきと考える。</p>	<p>銀行等の優越的地位の濫用については、銀行法施行規則第14条の11の3第3号や金商業等府令第153条第1項第10号などにより、銀行等預金取扱金融機関及びこれらを親子銀行等とする有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者にも禁じられており、金融機関においては、法令遵守の観点からも、適切な管理を行うことが求められるものと考えられます。</p>
2	<p>利益相反管理体制の整備は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においても求められているが、信用金庫の場合は、同監督指針に基づき体制整備を行えば良いと考えればよいか。「本監督指針」は考えなくてもよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。ただし、協同組織金融機関が金商法に基づく登録金融機関として登録している場合には、監督指針Ⅷ-1にも留意する必要があると考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>金商法第36条第2項以下に規定されている利益相反管理体制の整備義務は、「ベター・レギュレーション」の下でシンプル・ベース規制としての性格を有するものであり、そのポイントは「自己規律の下で実効性を確保していくもの…言わばプリンシプルの考え方に沿った簡素化、金融イノベーションを阻害しない仕組みを作っていく」ものである(佐藤金融庁長官講演(平成20年5月17日))。この趣旨を明確に示さないと、証券会社等の体制整備が「形式化」するおそれが懸念される。こうしたプリンシプル・ベース規制の趣旨を冒頭で明記してほしい。</p>	<p>貴見のとおり、利益相反管理体制については、特定金融商品取引業者等が、その業務の内容・特性・規模等に応じて実効性のあるものを自ら整備・維持することが重要と考えられることから、監督指針の「利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方」及び「監督手法・対応」で「利益相反管理体制は、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等に応じ、まずは各証券会社等が自ら整備すべきもの」との考え方を示しているものです。</p>
4	<p>法令では顧客利益保護管理体制の整備義務とされているが、監督指針案では「利益相反管理体制の整備」とされている。法的拘束力がない監督指針において法令と異なる表現を使用することは適当でないと考えられるが、法令との関係について明示してほしい。</p>	<p>監督指針は、法令の規定を踏まえて監督上の留意点を示したものであり、ご質問の部分についても、法令上の義務として、「顧客の利益を直接的に害するおそれ以外のレピュテーション・リスクが顕在化するおそれ」の管理を求めているものではありません。他方で、利益相反管理は、「金融サービス業におけるプリンシプルについて」(平成20年4月18日、金融庁)においてプリンシプルの一つとして挙げられていることにも鑑み、「経営管理」の一環として、より広範な観点からの管理態勢の整備が望ましい、との考え方を示しているものです。</p>
5	<p>利益相反管理については、会社法等の国内の他の法令や外国の法令等「他の法令等に抵触しない範囲で」求められるものであるとの理解でよいか。上記理解が正しい場合、監督指針において、かかる旨を記載してほしい。</p>	<p>利益相反管理に限らず、金融機関の業務は、一般的に他の法令に抵触しない範囲で行うことが求められることから、あえて監督上の留意点として「他の法令等に抵触しない範囲で」と記載する必要性は乏しいと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>金商法上、登録金融機関についても利益相反管理体制の整備が求められているため、登録金融機関となっている銀行は、銀行関連業務に係る取引については銀行法上の利益相反管理体制を、登録金融機関業務に係る取引については金商法上の利益相反管理体制を、それぞれ整備する必要があるということか(登録金融機関業務に係る利益相反管理は、銀行業務に関する利益相反管理と必ず分けて(例えば、2つの社内規則を作るなど)行わなければならないのか。)</p>	<p>登録金融機関となっている銀行は、金商法第36条第2項により求められる体制整備義務、銀行法第13条の3の2第1項により求められる体制整備義務のいずれも満たす必要があります。</p> <p>これらの体制整備義務については、別々の社内規則を設けるなど、必ずしも分離して行うことが求められるものではありませんが、体制整備義務の実施が確保されるよう、銀行は、それぞれの法律で求められる体制整備義務の範囲を的確に把握する必要があると考えられます。</p>
7	<p>利益相反は、特に、銀行等金融機関がその優先的地位を濫用することを適切に管理すべきものであることから、監督指針等においては「情報共有する親法人・子法人に、登録金融機関が含まれない場合の管理体制は登録金融機関が含まれる場合と求められるレベルは異なる」という根拠のもと、情報共有する親法人・子法人に、登録金融機関が含まれる場合と含まれない場合に区分し、監督指針を明記してほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、監督指針においては、証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することを求めているものと考えられます。</p>
8	<p>「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」と本監督指針案とでは、利益相反管理体制の整備や管理方法、業務運営体制に関する記載内容が異なるほか、類似した内容であっても表現ぶりが異なる箇所があるが、これは、業務により(登録金融機関業務と銀行本来業務とで)求められる内容・レベルが異なることを意味するとの理解でよいか。</p>	<p>各監督指針間における表現の相違は、業務の特性を反映したものではありませんが、基本的な考え方は共通であると考えられます。</p>
9	<p>監督指針案Ⅳ-1-3(1)「利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方」に規定する「証券会社等」は、現行の監督指針「Ⅳ-3-1-1法令等遵守態勢」に規定するものと同じであれば、ここで定義すべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P3、Ⅳ-1-3(1)】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(1)(利益相反管理の水準等)		
1	<p>整備すべき利益相反管理体制の内容は、証券会社等の規模、業務範囲や対象顧客層などに応じて異なる多様なものである。EU(欧州連合)のMiFID(金融商品市場指令)実施指令第22条第1項「利益相反管理方針は事業者の規模・組織および事業の性質・規模・複雑度に相応するものであること」のように、その趣旨を冒頭で明記してほしい。</p>	<p>貴見のとおり、利益相反管理体制については、特定金融商品取引業者等が、その業務の内容・特性・規模等に応じて実効性のあるものを整備・維持することが重要と考えられることから、監督指針の「利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方」でも、「各証券会社等及びグループ会社の業務の内容・特性・規模等に応じ、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められている」との考え方を示しているものです。</p>
2	<p>監督指針案IV-1-3のうち、(1)、(2)、(4)については、「業務の内容・特性・規模等」に「応じ」、又は「適切に反映」、又は「勘案した上で」という記載があるが、(3)、(5)については、同様の記載がない。(3)、(5)についても、「業務の内容・特性・規模等」を勘案することとしてよいか。</p>	<p>ご質問の点については、監督指針の「利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方」において、利益相反管理体制の整備全般にかかる考え方として、「業務の内容・特性・規模等に応じ」た管理を求めているところであり、貴見のとおりと考えられます。</p>
3	<p>子金融機関等に係る利益相反管理体制については、①当該子金融機関等内の利益相反、②当該子金融機関等と特定金融商品取引業者等との間の利益相反、③子金融機関等同士の利益相反のそれぞれについて、業務の内容・規模・特性のほか、出資関係や業務上の接点、レピュテーションリスク発生の蓋然性等を踏まえ、管理水準・深度について差異を設けることが許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられますが、グループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要があると考えられます。</p> <p>なお、金商法第36条第2項においては、親金融機関等が行う取引に伴い、子金融機関等が行う金融商品取引関連業務にかかる顧客の利益が不当に害されることのないような管理も求められていることに留意が必要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	利益相反は多種多様である。「利益相反のおそれのある取引」をすべて同じように管理することを求めるならば、その本来の目的が見失われて管理自体が自己目的化し、形式化してしまうおそれがある。「顧客の利益が不当に害される」おそれの高い取引(いわばリスクの高い取引)について重点的に管理する「リスク・アプローチ」をとることが許容されることを冒頭で明記してほしい。	貴見のとおり、利益相反管理の水準・深度は、業務の特性に応じ、必ずしも同一である必要はないと考えられることから、監督指針の「利益相反管理体制の整備に関する基本的な考え方」で「証券会社等が行う利益相反管理の水準・深度は必ずしも同一である必要はない」との考え方を示しております。
5	利益相反の発生とか、利益相反のおそれがあるかという問題の立て方になっているが、利益相反はあるとかないとかという概念ではなく、その程度が問題になっているのである。金融ビジネスでのフィジビリティを考えると、利益相反の程度が典型的に高いものについて集中的に利益相反管理を実施し、そうでないものは、担当者の「気付き」で処理していかざるをえない。その「気付き」のレベル・組織風土を改善するために、研修等のPDCAを実施していくというのが、ビジネスの現場での利益相反への対応であると思う。「考え方」においても、このようなことを明示して記載してほしい。	
IV-1-3(1)(レピュテーション・リスクと利益相反管理)		
1	レピュテーション・リスクは、「社会的評価及び金融市場における信用が傷つくリスク」と定義されているが、「社会的評価又は金融市場における信用が傷つくリスク」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P3、IV-1-3(1)】
2	「顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク…が顕在化するおそれにも留意した…」とされているが、金商業等府令案第70条の3で要求されている体制はあくまで「顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引」に関する管理体制であって、レピュテーションの問題にまで監督指針で踏み込む必要はないのではないか。	利益相反管理体制の構築については、「金融サービス業におけるプリンシプルについて」(平成20年4月18日、金融庁)においてプリンシプルの一つとして挙げられていることにも鑑み、監督上の留意点として、「顧客の利益を直接的に害するおそれ以外にも、証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスクが顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい」との考え方を示しているものです。 なお、各証券会社等において、どの程度レピュテーション・リスクに配慮した管理を行うかは、基本的に経営判断に属する事項と考えられます。
3	「証券会社等又は金融グループとしてのレピュテーション・リスク…が顕在化するおそれにも留意した経営管理が行われることが望ましい」ことは記載のとおりであるが、レピュテーション・リスクは多義的であり、いわゆる世間の必ずしも正当でない「空気」にも影響され得るものであり、いわゆる「魔女狩り」的な事態に陥らないようにするためにも、「レピュテーション・リスク」を判断するのは行政ではなく経営者の責任であることをあわせて明示してほしい。	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(1)(利益相反管理の対象範囲)		
1	<p>「証券会社等及びその金融グループ内において行う全ての業務に関して生じうる利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい」としている。これは、金商法第36条第2項で管理すべき利益相反の対象取引及び対象顧客を限定した趣旨を逸脱しているのではないか。</p>	<p>証券会社等は、金融商品取引業及びその付随業務以外の全業務において、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うことが認められており、その場合は、法令で定められた範囲以外の業務においても顧客の利益が不当に害されるおそれがあるものと考えられるところ、こうした利益相反のおそれ十分に留意した経営管理を行うことが望ましいとの考え方を監督上の留意点として示しているものです。</p> <p>いずれにせよ、各証券会社等において、その業務の内容・特性・規模等に応じ、それぞれ適切な利益相反管理体制が整備されることが重要と考えられます。</p>
2	<p>「グループ内において行う全ての業務(金融商品取引業以外の業務を含む。)に関して生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。」とされているが、この書き振りでは「業」として行っているもの以外の業務についてまでも、相反の類型化・可能性の検討が求められるようにも解釈が可能である。金融商品取引業に留まらないことは理解するが、あくまで「業」の範囲にとどまることを確認したい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、貴見のとおり、「業務」という表現には、単発的な行為等までは含まれないものと考えられます。</p>
3	<p>監督指針案IV-1-3は、金商法第36条第2項に基づき規定されているが、親法人等又は子法人等の関係しない利益相反管理(監督指針案IV-3-2)事案についても、金商業等府令案第70条の3に定める措置が求められているのか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商法第36条第2項は、特定金融商品取引業者等自身の利益相反管理も義務付けられているところであり、利益相反のおそれのある取引も親子法人等の関係する取引のみに限定されるものではないと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(1)(非公開情報を共有しない措置の取扱い)		
1	<p>「証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。このように、証券会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。」との記述は、非公開情報を共有しないことを前提に、利益相反管理に関して監督上のセーフハーバールールを定めるものとして歓迎できる。</p> <p>仮に、上記の措置を取っていたにもかかわらず、裁判上、顧客の利益相反行為に基づく、善管注意義務違反として損害賠償請求が認められたとしても、監督上は金商法第51条の業務改善命令の対象とはならないという理解でよいか。</p>	<p>金商法第51条の適用に当たっては、監督指針において、「公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、当該行為の重大性・悪質性、当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性、軽減事由の有無等を総合的に勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、改善に向けた取組みを金融商品取引業者等の自主性に委ねることが適当かどうか、改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、業務を継続させることが適当かどうか等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定する」とこととされているところであり、最終的には、個別の事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
2	<p>「『証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置』を講じている場合は、当該グループ会社との間の利益相反管理について、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる」とあるが、「証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置」とは、オプトイン及び内部管理目的での情報共有すらもしない措置を指しているのか。</p> <p>この点、そもそも、利益相反管理目的は内部管理目的に含まれると考えられている。したがって、内部管理目的での情報共有までも否定しなければ「証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置」に該当しないとは考えられないが、そのような理解でよいか。</p>	<p>「証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置」とは、内部管理目的での非公開情報の共有をしないことまでを求めているものではないと考えられますが、いずれにせよ、各証券会社等における具体的な利益相反管理体制の適切性については、その実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、オプトインによる非公開情報の共有を行う場合は、「非公開情報を共有しない措置」には該当しないものと考えられます。</p>
3	<p>「証券会社等がグループ会社との間で非公開情報を共有しない措置を講じている場合」には、「オプトアウトされたために非公開情報を共有していない場合」が含まれるとの認識でよいか。</p>	<p>ご質問の記載は、利益相反管理の方法として、そもそも非公開情報を共有しない、という方法を採用することを示したものであり、オプトアウトによる非公開情報の共有を行う場合は、「非公開情報を共有しない措置」には該当しないものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(1)(親会社による管理)		
1	<p>当社は外資系証券会社であり、顧客との利益相反管理については、従来より、本国で構築しているコンフリクト・チェックのプロセスに乗る形で対応している。今回の利益相反規制の導入に当たっても、従来と変わらない対応が行われると思われる。その場合には、本国で構築しているコンフリクト・チェックのプロセスが適切であるという前提であれば、当社が行うべき具体的な対応としては、①「概要」の公表(「方針」は本国のもの)、②当社における担当部署の明確化(「管理統括者」は本国の部署)、③当社が関与した個別案件に係る記録の保存、のみという理解でよいか。</p>	<p>証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を的確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与することや、利益相反管理統括者の設置、業務方法書への利益相反管理体制の記載等が求められることに留意する必要があると考えられます。</p>
2	<p>「証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合であっても、当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合は、必要十分な措置を講じていると認められる場合があると考えられる。」とあるが、「利益相反管理統括者」は、証券会社に設置しなくても、適切に管理ができれば、グループ内の親金融機関等にも設置することとしてもよいとの理解でよいか。</p>	<p>いずれにせよ、各証券会社等における具体的な利益相反管理の適切性については、業務の内容・特性・規模等実態に応じて実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
3	<p>「証券会社等が行うこととされている利益相反管理を当該証券会社等の親会社等が行っている場合」、「当該証券会社等がその管理方法や実施状況を適確に把握し、かつ、必要に応じ適切に関与している場合には、必要十分な措置を講じていると認められる場合がある」とされている。これは、親金融機関等が金商業等府令案第70条の3第1項に規定する体制を主導して整備する方法も可能という理解でよいか。</p>	<p>「主導して整備」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、親会社がグループ会社を含めて利益相反管理体制を整備することも考えられます。ただ、その際には、監督指針IV-1-3(1)に留意することが必要と考えられます。</p>
IV-1-3(2)(利益相反のおそれのある取引を特定するための体制の整備)		
1	<p>「あらかじめ、利益相反のおそれのある取引を特定し、類型化しているか」とされているが、証券会社等のグループ会社が行う全ての取引について行う必要はなく、その証券会社等が行う金融商品取引業に直接関係があると考えられる取引から「利益相反のおそれのある取引」を特定する体制を整備すれば良いことを確認したい。</p>	<p>ご質問のような方法も含め、各証券会社等における利益相反のおそれのある取引を特定する体制については、様々な整備方法があると考えられますが、そのうちどれを選択するかについては、各証券会社等が、その業務の内容・特性・規模等に応じ、自ら適切に判断すべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>「特定された利益相反のおそれのある取引について、例えば新規業務の開始等に対応して、その妥当性を定期的に検証する態勢となっているか。」とあるが、新規業務の開始等に係らず、当該利益相反のおそれのある取引に関しては、監督指針案IV-1-3(1)において利益相反管理を行うこととなっていることから新規業務の開始等に対応して、その妥当性を定期的に検証する必要性はないのではないか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、新規業務が開始される場合等には、新たな利益相反のおそれのある取引が生じないか、当該取引も含めて検証し、必要があれば新たに利益相反のおそれのある取引として特定することが必要と考えられます。</p>
IV-1-3(3)(利益相反管理の方法)		
IV-1-3(3)①(利益相反管理方法の選択等)		
1	<p>利益相反管理の方法については、多様な利益相反類型における顧客の保護を適正に確保することを目的とするため、金商業等府令案第70条の3第1項第2号と同様に、「①次に掲げる方法その他の方法により、特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じ、…」とすべきではないか。</p>	<p>ご質問のとおり、監督指針で示されている利益相反管理の方法は例示であり、その他の方法を探ることも妨げられないものと考えられます。          なお、こうした趣旨を明確にするため、記載を修正いたします。          【(別紙2)P4、IV-1-3(3)①柱書き】</p>
2	<p>列挙された利益相反管理の方法は、例示であり、これらに限られるものではないとの理解でよいか。例えば、資金調達、M&amp;A等にかかる複数の競合者への提案において、顧客の同意を受けた上で、「情報遮断」は行うが厳格な「物理上の遮断措置」までは行わない、といった対応は許容されるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。          なお、こうした趣旨を明確にするため、記載を修正いたします。          【(別紙2)P4、IV-1-3(3)①柱書き】</p>
3	<p>特定金融商品取引業者等の親金融機関等が設定・運用する投資信託受益証券を当該特定金融商品取引業者等が顧客に推奨・販売する行為も利益相反のおそれのある取引に該当するのか。</p>	<p>ご質問のような行為は、直ちに利益相反のおそれのある取引に該当するものではないと考えられますが、各取引の利益相反のおそれのある取引への該当の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(3)①ロ(取引の条件等の変更、一方の取引の中止)		
1	<p>取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の判断に関する権限及び責任の明確化とは、利益相反関係にある取引であって、いずれかの取引の条件・方法の変更や中止に係る(部門・エンティティ間等の)協議・決定が必要な場合について、どのようなプロセスで、誰(どの属性の役職員)が、当該変更・中止の協議をし、決定をするかということあらかじめ決めておくことを意味するとの理解でよいか。また、例えば、そのような協議・決定を要さないような場合(例えば、顧客からの打診の時点において、利益相反による弊害が生じる(またはそのおそれがある)ことへの認識に基づき、これを謝絶するような場合)については、そのようなプロセスを定めることまで求められているものではないとの理解でよいか。</p>	<p>取引の条件・方法の変更や中止の判断に関する権限及び責任の明確化として、利益相反管理のプロセスにおける決定・判断権者を明らかにする方法も考えられます。いずれにせよ、具体的な利益相反管理の方法については、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p>
IV-1-3(3)①ハ(利益相反のおそれのある取引の開示)		
1	<p>「顧客の属性に応じた適切な説明」とあるが、ここでいう「属性」について、明らかにしてほしい。</p>	<p>「属性」に応じた分類の方法については、各証券会社において、実態に即して判断されるべきものと考えますが、顧客の利益相反管理に対する理解度等に応じた分類、例えば金融機関と金融機関以外等の区分が考えられます。</p>
2	<p>「想定される利益相反の内容及び当該取引を行う理由について、当該取引に係る契約を締結するまでに、当該顧客の属性に応じた適切な説明を書面により行える態勢となっているか」に関して、「当該取引を行う理由」とは、ビジネス上の観点からの遂行理由を意味するものではなく、利益相反管理の方法(取引の条件若しくは方法の変更又は一方の取引の中止の方法による管理を行わない理由)を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられます。なお、ご意見を踏まえ、趣旨を明確にするよう、記載を修正いたします。【(別紙2)P5、IV-1-3(3)①ハ】</p>
3	<p>利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法については、利益相反のおそれのある取引の特性が多様であることから、顧客への開示時期については「当該取引に係る契約を締結するまで又は締結する時に、」とすべきではないか。</p>	<p>「契約を締結するまでに、」との表現には、契約締結時も含まれるものと考えられます。          なお、新たな取引契約が締結される際には、当事者となる顧客が、利益相反のおそれがあることを承知した上で行われることが重要と考えられます。したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、一般的に、契約締結後の開示は適切ではないと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(3)①ハ(利益相反の開示方法)		
1	<p>監督指針案IV-1-3(3)①では、特定された利益相反のおそれのある取引の特性に応じて管理方法を選択し又は組み合わせる態勢が求められ、①ハでは、管理方法の一つとして利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法による管理を行う場合、想定される利益相反の内容および当該取引を行う理由を、契約締結前に顧客の属性に応じて適切な説明を書面で行える態勢が求められている。</p> <p>しかしながら、利益相反のおそれは、一定程度類型化できるとしても、その個別性が高く、潜在的なものも含め、その内容を、常に契約締結前書面による説明を行うことは実務上困難と考える。また、利益相反のおそれは、商品性やリスクの説明と異なり、顧客の「属性」に応じた柔軟な説明よりも、利益相反のおそれの内容を客観的にわかりやすく説明すべきものと考えられる。</p> <p>「属性に応じた」を削除し、「書面により」を「必要に応じて書面により」に変更すべきではないか。</p>	<p>新たな取引契約が締結される際には、当事者となる顧客が、利益相反のおそれがあることを承知した上で行われることが重要と考えられます。したがって、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、一般的に、契約締結後の開示は適切ではないと考えられます。</p> <p>また、顧客の属性に関わらず、利益相反のおそれの内容を客観的に分かりやすく説明することは当然求められるべき事項であり、その上で、顧客の理解度等に応じた説明方法を工夫することが重要と考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、書面以外の方法が認められることが明確になるよう、記載を修正いたします。【(別紙2)P5、IV-1-3(3)①ハ】</p>
2	<p>利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法は書面に限らず、電磁的記録による方法も認めてほしい。</p>	
3	<p>「利益相反のおそれがある旨を顧客に開示する方法による管理」について、以下の点を確認したい。</p> <p>①ファイナンス資金の資金使途に「借入金の返済」が含まれているものについては、親銀行等からの借入金の状況に関わらず、「親銀行等への返済資金に充当されるおそれがあるため、利益相反のおそれがある」旨を開示する必要があるのか。</p> <p>②顧客への開示を「書面」により行える態勢が求められているが、機関投資家であっても書面を手交する必要があるのか。また、契約書に利益相反の内容等の記載がある場合に、契約書とは別に説明書面を作成する必要まではないという理解でよいのか。</p> <p>③上記の「書面」を手交した旨を社内記録として保存する必要があるのか。</p>	<p>①利益相反のおそれのある取引及び管理方法の特定に当たっては、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>②顧客の属性に関わらず、利益相反のおそれの内容を客観的に分かりやすく説明することは当然求められるべき事項であり、その上で、顧客の理解度等に応じた説明方法を工夫することが重要と考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、書面以外の電磁的方法等でも可能なよう、記載を修正いたします。【(別紙2)P5、IV-1-3(3)①ハ】</p> <p>③記録については、利益相反管理の一環として行う事後検証等に必要範囲で必要になるものと考えられます。いずれにせよ、具体的な利益相反管理の方法については、各金融機関の実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(3)①二(情報共有者の監視)		
1	「情報を共有する者を監視する方法」を採用する場合、「情報を共有している者による取引内容を事後検証する方法」を採用することができるか。	
2	「情報を共有する者を監視する方法」として想定されている具体的な方法・内容を示してほしい。 なお、例えば、当該情報を共有できる者を特定し、当該共有可能者以外には、原則として提供しないこととする等の方法が含まれるのか。	具体的な利益相反管理の方法については、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えますが、「監視」の方法として、例えば取引のモニタリングや事後検証を行うことも考えられます。
3	「情報を共有する者の取引を監視する方法」とすべきではないか。	情報を共有する者の監視には、様々な手法が考えられますが、例えば、ご質問のように、取引のモニタリングも、利益相反管理方法の一つとして認められるものと考えられます。
4	「情報を共有する者を監視する方法」は、金商業等府令案第70条の3第1項第2号の「その他の方法」に含まれるのか。	貴見のとおり、その他の方法に該当するものと考えられます。
IV-1-3(4)(利益相反管理方針及びその概要)		
IV-1-3(4)①(利益相反管理方針の内容)		
1	利益相反管理方針に記載すべき「利益相反のおそれのある取引の類型」、「利益相反管理の対象となる会社の範囲」については、すべての内容を網羅的に列挙する必要はなく、バスケット的な記載(例えば、「これらに類するもの」等の表現)も認められるとの理解でよいか。また、利益相反管理方針の概要についても、同様にバスケット的な記載でよいか。	個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、類型化に際し、類似する取引や業務をまとめて記載することは否定されないと考えられます。いずれにせよ、記載に当たっては、社内で利益相反管理方針を周知し、各職員がそれに基づき適切に利益相反管理を行うことが可能となるよう留意することが重要と考えられます。また、利益相反管理方針の概要は、対外的に公表されるものであることに鑑み、顧客等が各社の利益相反管理体制について理解できるよう記載されることが重要と考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	利益相反管理方針として記載しなければならない「利益相反のおそれのある取引の種類」とは、具体的にどのようなものが想定されているのか。記載しなければならないとするのであれば、体系的に整理したその「種類」の具体例を示してほしい。	具体的な利益相反管理については、各証券会社等の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、例えば、どのような主体間に、どのような業務において、どのような行為を行う場合に利益相反が生じるか、に対応した類型化が考えられます。
3	利益相反の管理方法における「種類」は、例えば「引受業務、〇〇業務その他関連業務」というように各社における業務呼称を列挙し、また付随する関連業務は「その他関連業務」とまとめてよいのか。	ご質問のような類型化を行うことも否定されないと考えられますが、いずれにせよ、具体的な利益相反管理体制については、金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられます。
4	「この場合において、利益相反のおそれのある取引の種類、取引例及び利益相反管理の方法は、対応して記載されているか」とあり、利益相反管理の方法には複数の選択肢が認められると解されるが、そのような理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
IV-1-3(4)②(利益相反管理方針の概要の内容)		
1	「利益相反管理の対象となる会社の範囲を分かりやすく記載」とあるが、範囲の概念を具体的に記載することでよいのか。	個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、利益相反管理方針の概要は、対外的に公表されるものであることに鑑み、顧客等が各社の利益相反管理体制について理解できるよう記載されることが重要であると考えられます。その観点からは、ご質問のような概念のみの記載が行われた場合、顧客等が、金融機関グループを構成する主要な金融機関を認識できないおそれがあることに留意が必要と考えられます。
IV-1-3(4)③(利益相反管理方針の概要の公表方法)		
1	利益相反管理方針の概要は、監督指針案にある通り、店頭で文書を掲示するとともにホームページに掲載すれば足りるのか。	貴見のとおりと考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-1-3(5)(人的構成及び業務運営体制)		
IV-1-3(5)②(業務運営手続きの明確化及び周知徹底)		
1	「業務運営の手続きが書面において明確化されているか」とあるが、役職員が閲覧可能な電磁的方法によることも認められるとの理解でよいか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P6、IV-1-3(5)②】
2	研修の実施について、「当該証券会社等及びその子金融機関等の役職員に対し」とされているが、他社の従業員に対しても社内と同等に研修を実施する等の周知徹底を図る必要があるということか。	<p>金商法第36条第2項は、「特定金融商品取引業者等は、…当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務にかかる顧客の利益が不当に害されることのないよう、…体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。」とし、証券会社等に、子金融機関等の顧客を含めた利益相反管理体制の整備義務を課しているところです。これを踏まえれば、基本的に、子金融機関等が親金融機関(証券会社等)の利益相反管理方法を理解・把握していることが必要と考えられます。</p> <p>なお、ご質問の記載は、必ずしも研修の実施主体が証券会社等であることを求めるものではなく、子金融機関等において、研修等を通じた利益相反管理の周知徹底が図られることを求めるものであることに留意が必要と考えられます。</p>
IV-1-3(5)③(利益相反管理統括者)		
1	利益相反管理統括者には、特に、資格や要件(欠格事由)等があるか。	利益相反管理統括者に特段の資格・要件は定められておりませんが、監督指針IV-1-3(5)に示すとおり、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行い、その有効性を検証する職責を有するとともに、営業部門から独立して業務を行い、利益相反管理に必要な情報を集約する権限を付与されることが必要と考えられます。
2	「利益相反管理統括者」については、「利益相反管理統括部署」であることも許容されるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	利益相反管理統括者は、所属会社における内部管理統括責任者(日本証券業協会規則)やコンプライアンス部署を兼務することは可能か。また、他グループ会社の利益相反管理統括者との兼職を否定するものでない、との理解でよいか。	貴見のとおり、監督指針Ⅳ-1-3(5)に示す職責・権限を有していれば、コンプライアンス部署など、既存の組織の枠組みで対応することも可能と考えられます。また、兼職も妨げられるものではないと考えられます。
4	利益相反管理統括者が行う業務は、内部管理業務のうち法令遵守管理に関する業務に含まれるという理解でよいか。また、コンプライアンス部長等、内部管理業務に従事する者が兼務してもよいか。	監督指針Ⅳ-1-3(5)の利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理の的確な実施及びその有効性の検証等については、「法令遵守管理に関する業務」に含まれるものと考えられます。なお、利益相反管理統括者等が内部管理に関する業務に従事する者等と兼務することも妨げられないと考えられます。
5	「利益相反管理統括者等」は、規制対象会社である「特定金融商品取引業者等」にその設置が求められるものであって、「子金融機関等」や「親金融機関等」における設置が求められているものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
6	利益相反管理体制に係る人的構成等として「利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反管理を一元的に行う体制を設ける」とあるが、一元的な管理部署を定める場合であっても、「利益相反管理統括者」の設置は必ず必要か。また当該統括者の職階のイメージはどのようなものか。	利益相反管理統括者等は必ずしも一人に限られるものではなく、利益相反管理統括部署として設置することも考えられます。また、既存の組織の枠組みで対応することも可能と考えられます。 なお、その職階については、各金融機関等において、その業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えますが、監督指針Ⅳ-1-3(5)に示すとおり、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行い、その有効性を検証する職責を有するとともに、営業部門から独立して業務を行い、利益相反管理に必要な情報を集約する権限を付与されることが必要と考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
7	<p>利益相反防止体制の整備がプリンシプルベースの規制であることに鑑みれば、特定金融商品取引業者等の業態・規模等によっては、必ずしも「利益相反管理統括責任者」を設置する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>利益相反管理の方法には、各社の業務の内容・特性・規模等に応じ、様々な方法が考えられます。ただし、責任の所在を明らかにしておくとともに、営業部門等から独立した責任者を置くことによる利益相反管理の実効性向上の重要性を踏まえれば、基本的に利益相反管理統括者等の設置が求められるものと考えられます。</p> <p>なお、利益相反管理統括者等は、監督指針Ⅳ-1-3(5)に示す職責・権限を有していれば、既存の組織の枠組みで対応することも可能と考えられます。</p>
<p>Ⅳ-1-3(5)④(利益相反管理統括者等の職務)</p>		
1	<p>「利益相反管理統括者を設置するなど、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行う体制」が求められているが、利益相反のおそれのある個別の取引のすべてを一元的に管理することが求められるものではなく、体制整備を一元的に統括する部署の設置等により、当該エンティティにおける(グループベースでの)利益相反管理を一元的に行うことが求められるとの理解でよいか。</p> <p>また、欧米金融機関で見られるような「コントロールルーム」方式による利益相反管理の採否・態様も個々の金融機関や金融グループにおける業務内容等に応じて検討されるべきものであるとの理解でよいか。</p> <p>同様に、一定のルールを予め定め、当該ルールに則った管理を実施する「ルール」方式も認められるとの理解でよいか。</p>	<p>利益相反管理統括者等は、各金融機関における利益相反管理に責任を有する者であり、必ずしも情報の集中管理の実務を行う者である必要はないと考えられます。</p> <p>なお、利益相反管理体制の適切性については、各金融機関等の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されることとなりますが、その方法として、すべての取引情報を一元的に管理することまでは、必ずしも求められるものではないと考えられます。</p>
2	<p>「利益相反管理統括者等」の定義がないが、「等」にはどのような立場の者が入るのか。</p>	<p>例えば、利益相反管理に携わる部署や職員が考えられます。</p>
<p>Ⅳ-1-3(5)⑤(営業部門の関与)</p>		
1	<p>「利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し、営業部門に対し十分な牽制を働かせているか。」とあるが、ここでいう「営業部門」とは、自主規制規則に定める「営業責任者及び内部管理責任者が設置されている部署」と理解してよいか。</p>	<p>個別の事例に応じ、実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、「営業部門」とは、基本的に、利益相反管理の対象となる取引を行う部門であり、営業責任者や内部管理責任者が設置されている部署には限定されないと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	「利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性を確保し…ているか」との点に関し、利益相反管理についてはレピュテーション・リスクの視点等に基づくビジネス判断に基づく対応も不可分であるため、営業を統括する者等による利益相反管理業務への関与も可能であることを明確にするべきではないか。	利益相反管理統括者等は、各金融機関における利益相反管理に責任を有する者であり、利益相反管理統括者等を設置することにより、必ずしも営業部門の責任者が利益相反管理に関与することが否定されるものではないと考えられます。
IV-1-3(5)⑥(利益相反管理統括者等による管理)		
1	「利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。」とあるが、「利益相反管理に必要な情報」とは、具体的にどのような情報か。	各金融機関の利益相反管理方法や体制に応じ、実態に即して実質的に判断されるべきものであると考えられますが、例えば、利益相反管理体制が適切に機能しているか否かを判断するために必要な情報が該当すると考えられます。
IV-1-3(5)⑦(定期的な検証)		
1	監督指針案IV-1-3(2)③、IV-1-3(3)③、IV-1-3(5)⑦、IV-3-1-4(2)③、IV-3-1-4(3)⑤で求められている「定期的な検証」とは、どの程度の検証を念頭に置かれているか例示してほしい。例えば、担当部署による自主点検レベルでいいのか、内部監査、検査等が求められているのか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、担当部署による自主点検では必ずしも十分ではない場合もありうると考えられます。いずれにせよ、利益相反管理及びその体制が実効的なものとなるのに必要な頻度・手法が採られることが重要と考えられます。
IV-1-3(6)(監督手法・対応)		
1	整備すべき利益相反管理体制の内容は、証券会社等の規模、業務範囲や対象顧客層などに応じて異なる多様なものであることを踏まえ、「監督手法・対応」において、行政が管理体制の多様性を認識し、特定の態勢を一律的に求めることのないようにすることを明示してほしい。	貴見のとおり、利益相反管理体制については、各金融機関等が、その業務の内容・特性・規模等に応じて実効性のあるものを整備・維持することが重要と考えられることから、監督指針の「監督手法・対応」において、「各証券会社等においては、自社及びその子金融機関等の業務の内容・特性・規模等に応じ、それぞれ適切な利益相反管理体制を整備することが求められる」との考え方を示しているものです。
2	「金商法第56条の2第1項又は第3項の規定に基づく報告を求めることとする」とあり、これらの条文に規定されている「検査」には言及がないが、利益相反管理体制の整備について検査は行わない趣旨と理解してよいか。検査は行わない趣旨であっても、今後については、利益相反管理体制の整備状況を見極めつつ、利益相反関連事案を担保する手段について何らかの工夫が必要ではないか。	監督指針は、監督上の留意点を示したものであり、検査について言及されていなくても、それが検査を行わないことを示すものではないと考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-2-6(3)(国際的に活動する金融商品取引業者グループについて)		
1	「金融商品取引業者グループの予算配分・資金調達方針(年度ごとに報告。)」とは具体的に何を報告すればよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、各事業年度ごとの予算配分や、流動性管理にかかる社内規程等が考えられます。
IV-3-1-4(親子法人等との非公開情報の授受)		
1	投資家保護、銀証間の責任所在の明確化維持の観点から、役職員の兼職や情報共有の推進は慎重に対応すべきと考える。	貴重なご意見として承ります。
2	今回の見直しの趣旨を踏まえると、金商法第36条第2項の顧客利益保護管理体制(特に情報の適正管理)の整備義務と非公開情報の授受に係る管理は一体的に取り上げられるべきものであるにもかかわらず、監督指針案では全く別のものと整理されている。顧客保護管理体制の整備義務の一環として、非公開情報の授受に係る管理を行うとの趣旨を明示するべきではないか。	ご質問の点については、監督指針IV-1-3(1)において、「証券会社等は、一定の条件の下で、その親法人等又は子法人等との間で非公開情報の授受を行うことが認められている。これを踏まえ、…生じ得る利益相反に留意した経営管理を行うことが望ましい。」という形で反映されていると考えられます。
IV-3-1-4(1)(法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供)		
1	法人顧客情報については、金商業等府令案第153条第2項において「停止を求める機会」と規定されている。法令より下位の通達にすぎない監督指針では、金商業等府令案に合わせ、「オプトアウト」の定義において「不同意」ではなく「停止」にするべきではないか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P10、IV-3-1-4(1)柱書き】
2	法人顧客への「オプトアウトの機会の通知」が記されているが、これは「行政指導指針」の趣旨か。監督指針は行政機関内部の通達を公表したものであるにすぎず、証券会社等は監督指針には法的に拘束されない。一方、法人顧客にとって、「オプトアウトの機会の通知」は重要なものである。こうした顧客にとって重要な規制は、監督指針ではなく、法的拘束力のある府令に規定すべきではないか。監督指針では、府令における規定を前提として、その解釈基準や運用基準を定めるものにとどめるべきである。「オプトアウトの機会に関する情報」の公表についても同様である。仮に府令ではなく監督指針で定める場合、これが法的拘束力のない「行政指導指針」(行政手続法第2条第8号ニ)にすぎないものであることを確認したい。	いわゆるオプトアウト制度の導入に当たっては、金融分野における顧客情報保護に対する顧客の意識の高まりに留意しつつ、利用者利便の向上にも配慮して、金商業等府令第153条第2項において、オプトアウトの機会を適切に提供することを求めることとされています。監督指針は、この法令上の規定に関する監督上の留意点を示したものとなります。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(1)「法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供」、監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)「親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項」、監督指針案Ⅳ-3-1-4(3)「内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項」の対象先については、第一種金融商品取引業者及びその親子法人等に限定されると考えてよいか。</p>	<p>ご質問の記載については、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者を対象としたものですが、金商業等府令第123条及び同第154条において、登録金融機関に対しても非公開情報の授受にかかる規制があることを踏まえ、監督指針Ⅳ-3-1-4(1)～(3)が準用されていることに留意する必要があると考えられます。</p>
4	<p>親銀行と子証券会社の間においては、親銀行の与信部門が、入手した非公開情報を子証券会社に渡す場合も想定される。銀行においては、有価証券関連業務を行う部門に限定することなく、非公開情報を適切に管理する体制を求める必要がある。また、親銀行内における非公開情報管理の観点からも、有価証券関連業務を行う部門に限定することなく、非公開情報を適切に管理する体制を求める必要があるのではないか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、非公開情報の管理に関する監督指針の記載は、有価証券関連業務に限定したものとなっていない点に留意が必要と考えられます。</p>
5	<p>オプトアウトの機会の提供につき、「金商業等府令第153条第1項第8号及び同条第2項」とあるが、「金商業等府令第153条第1項第7・8号及び同条第2項」ということか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P10、Ⅳ-3-1-4(1)柱書き】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>日本に営業所や駐在員事務所を置いている外国銀行が証券会社等の親会社である場合には、当該外国銀行は当該証券会社等の「親法人等」に該当するので、金商業等府令案第153条第1項第7号(現行金商業等府令第153条第7号)に基づき、当該証券会社等は当該外国銀行の顧客の非公開情報の提供を受けるためには、仮に当該顧客が日本における事業と全く関係ない場合であっても、当該顧客の事前の書面による同意を得ることが必要であると解釈されるおそれがある。</p> <p>1. 金商業等府令案第153条第1項第7号の「発行者等」(現行金商業等府令第147条第2号参照)には、日本国内で取引を行わない国外のグループ金融機関の顧客は含まれないと考えるが、その理解でよいか。</p> <p>2. 仮に、かかる法人顧客も「発行者」に該当するとしても、日本における事業と全く関係ない外国にいる顧客に対して、監督指針案Ⅳ-3-1-4(1)の条件を満たすオプトアウトの機会を提供するのは事実上不可能であるから、日本の証券会社等及び外国銀行支店の顧客の非公開情報の適切な管理を前提に、日本の証券会社等及び外国銀行支店のホームページによるオプトアウトの機会を提供するのみで、グローバルなデータベースの共有によって生じる当該外国顧客情報の共有を認められるという理解でよいか。</p>	<p>1. 国外の顧客への我が国金商法の具体的な適用範囲や「発行者等」に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>2. 顧客にオプトアウトの機会を適切に提供しているといえるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものでありますが、一般的に、顧客に個別に通知せず、ホームページで公表を行ったのみでは、オプトアウトの機会が適切に提供されているということは困難と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-3-1-4(1)(個別通知と常時掲示)		
1	<p>監督指針案IV-3-1-4(1)③において、すべての法人顧客の非公開情報を親法人等、子法人等と授受をする場合、法人顧客すべてに、個別通知を行わなくてはならないということか。会社法における債権者保護手続きにおいても、電子公告や日刊新聞紙への掲載により、個別通知が省略される状況になっている。一方でこのような手続きを義務付けるのは、いささか過剰な手続きなのではないか。</p>	<p>オプトアウトの機会については、金融審議会第一部会報告(平成19年12月18日)において、「法人情報の取扱いについて、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与することが適当」と提言されている趣旨を踏まえ、顧客に対する個別の通知を求めることとしているところです。</p>
2	<p>監督指針案IV-3-1-4(1)①「法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲、非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲、非公開情報の授受の方法、提供先における非公開情報の管理の方法、提供先における非公開情報の利用目的及び親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法を通知しているか」の通知については、個々の法人毎に授受する非公開情報の範囲、親子法人等の範囲、提供先の管理方法等を通知することについては、過剰な規制と思われる、店舗での掲示・掲載、ホームページでの掲載で十分と考える。</p>	
IV-3-1-4(1)①(法人顧客に対するオプトアウトの機会の通知主体)		
1	<p>第一種金融商品取引業者から子会社への情報提供の場合、通常、顧客への通知は第一種金融商品取引業者が行うと思われるが、子会社が通知を行ってもよいのか。また、子会社から第一種業者への情報提供の場合、顧客への通知は子会社が行わなければならないか。もしくは第一種業者が通知を行ってよいのか。さらに、第一種業者は、子会社からの情報の受領に際し、通知の有無を確認する義務を負うのか。</p>	<p>金商業等府令第153条第2項に定められているとおり、オプトアウトの機会の通知等オプトアウトの機会の提供は、非公開情報の提供を行う各金融機関等において行われるべきものと考えられます。また、証券会社等が、親子法人等より非公開情報を受領する場合、オプトアウトの機会の通知の有無を確認することまでは義務付けられていないと考えられますが、親子法人等から受領する非公開情報は、書面による顧客の同意を得た(とみなされる)ものであることが必要と考えられます。</p>
2	<p>オプトアウトの機会の通知は、証券会社等に限らず、共有するグループ会社の一社が行うことも可能との理解でよいのか。</p>	
IV-3-1-4(1)①(非公開情報との関係)		
1	<p>法人顧客にオプトアウトの機会を提供したか否かという情報は、非公開情報に該当するか。</p>	<p>非公開情報の範囲については、金商業等府令第1条第4項第12号に定められておりますが、基本的には該当しないものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>オプトアウトの機会の提供の適切性として、法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲等を通知していることに留意するとある。</p> <p>非公開情報の範囲としては、法人顧客の属性情報(代表者、役員、取引担当者の属性および株主名簿を含む。)、法人顧客の信用情報及び財務情報、法人顧客の財産に関する公表されていない情報(取引状況、資金供与状況等)、上場会社等の法人顧客に係る業務等に関する重要事実等が想定される。</p> <p>非公開情報の範囲についての考え方を示すか、具体的に列挙してほしい。</p> <p>特に、株主名簿については、株主個人からの同意がなくとも、法人顧客に対する適切な通知を以って、株主の個人情報保護の観点からも問題なく授受が可能であると考えるよいか。</p>	<p>非公開情報の範囲については、金商業等府令第1条第4項第12号に定められており、具体的にどのような情報が該当するかは個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
3	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(1)③「共有可能な非公開情報と非共有情報をシステム的に分離して管理しているか。」とあるが、非公開情報の定義が不明確かつ広範囲な情報まで非公開情報と位置付けられている現状においては、当該情報を管理することは困難である。管理する必要があるのであれば、最低でも非公開情報の定義をガイドライン等で明確にするべきではないか。</p>	<p>なお、非公開情報として各金融機関が管理することとしているものが、法令で定められている非公開情報の範囲より広いことは妨げられないものと考えられます。</p>
4	<p>「法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲」を通知することを求めているが、この「範囲」については、現行の包括同意書と同様に、「取引上現在までに知り得た情報及び将来において知り得る情報」等の包括的な範囲とすることも許容されることを確認したい。</p>	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>オプトアウトの機会の提供の適切性として、法人顧客に対し、あらかじめ親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲等を通知していることに留意するとある。法人顧客から非公開情報を取得する場合、実際には、法人の代表者、役員、取引担当者やその他関係者等の個人から取得することとなる。</p> <p>親子法人等との間で非公開情報を授受する場合、取得元(個人)の情報を含むこととなるが、この場合、当該個人に係る個人情報についても、授受を行うことが可能であるとしてよいか。</p> <p>または、取得元の個人情報についても、非公開情報の範囲として明らかにし、通知すべきか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に応じ、実質的に判断されるべきものと考えられますが、個人情報保護法等に抵触しないよう、取扱いに留意する必要があると考えられます。</p> <p>なお、非公開情報として各金融機関が管理することとしているものが、法令で定められている非公開情報の範囲より広いことは妨げられないものと考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)①(通知における記載内容)		
1	<p>「非公開情報の授受の方法」というのは、口頭又は書面の別のことか。</p>	<p>ご質問の点については、非公開情報の授受を行う際にどのような管理が行われるかを指すと考えられます。</p>
2	<p>1. オプトアウトに関する事項の詳細については、店舗での掲示・閲覧やホームページに掲載している前提で、オプトアウトの機会の通知をEメール、ファックスで行なう場合、Eメール、ファックスに該当ホームページのURLと問い合わせ先を記載すれば、Eメール、ファックス自体にはオプトアウトに関する事項の詳細を記載しなくとも、「オプトアウトの機会の提供の通知」としての要件を満たすと考えられる。この理解でよいか。</p> <p>2. ①の前提で、オプトアウトに関する事項の詳細については、店舗での掲示・閲覧やホームページに掲載している旨及び問い合わせ先を法人顧客に口頭で通知をし、併せて、コールメモ等の適切な手段で社内記録として残していれば、顧客には十分な情報が提供され、また、記録もあるので「オプトアウトの機会の通知」としての要件を満たすと考えられる。この理解でよいか。</p>	<p>1. 監督指針IV-3-1-4(1)①なお書きの趣旨に沿って、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>2. 個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、監督指針IV-3-1-4(1)③において、「オプトアウトの機会の通知は、…書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いて行っているか」とされていることに留意が必要と考えられます。</p>
3	<p>法人顧客に対するオプトアウトの機会の通知には、「非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲」を記載することとされているが、店舗での掲示やホームページにおいて、親子法人等を具体的に列挙すれば、通知においては、オプトアウト行使の機会があることを明確にした上で、単に「親子法人等と共有する。」と記載し、詳細については、問合せ先を明記し、又は店舗での掲示やホームページをご確認下さい等と記載するだけで足りると考えられるが、その理解でよいか。</p>	<p>監督指針IV-3-1-4(1)①なお書きの趣旨を踏まえつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>「授受の方法」、「管理方法」とはどのようなことを指すのか。例えば、以下のような通知方法でもよいか。 授受の方法＝「口頭、書面による他、電子メール・FAX・電子媒体等による」 管理方法＝「当社規定に基づき適切に管理する」</p>	<p>非公開情報の「授受の方法」とは、非公開情報の授受を行う際にどのような管理が行われるかを指すと考えられます。また、「管理方法」については、アクセス制限等社内で非公開情報が漏えいしたり、不正に用いられたりしないよう、いかなる措置を採っているかを指すと考えられます。 いずれにせよ、具体的にどのような記載が適切であるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
5	<p>オプトアウトの機会の提供の際に通知すべき「非公開情報の範囲」、「非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲」、「非公開情報の授受の方法」、「非公開情報の管理の方法」については、すべての内容を網羅的に列挙する必要はなく、バスケット的な記載(例えば、「これらに類するもの」等の表現)も認められるとの理解でよいか。</p>	<p>基本的には貴見のとおりですが、個別事例ごとに実態を踏まえて実質的に判断されるべきものと考えられます。いずれにせよ、顧客に必要な事項が分かりやすく説明されていることが重要と考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)②(軽微な変更があった場合)		
1	<p>「その旨」とは、1. 法人顧客に通知をした内容に軽微な変更があったこと、2. 最新の情報をホームページに常時掲載すること、のどちらか。仮に1. であるならば、通知と説明は何が異なるのか。仮に2. であるならば、オプトアウトの機会の通知の際に、最新情報をホームページに常時掲載する旨を顧客に説明したのであれば、本項の要件を満たしていると考えてよいか。</p>	<p>ご質問の記載については、「最新の情報をホームページなどに常時掲載している」旨を指すと考えられます。他方、「本項の要件」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、軽微な変更について、都度の通知を行わなくとも、最新の情報はホームページ等に掲載されていることや、問い合わせ先を顧客に示すことにより、対応することも妨げられないものと考えられます。</p>
2	<p>通知事項に軽微な変更があった場合に、法人顧客への適切な説明が求められているが、どのレベルでの説明が必要と考えるのか。軽微な変更であれば、顧客としてもわざわざ説明を必要としないのではないかとと思われる。</p>	<p>ご質問の記載については、「最新の情報をホームページなどに常時掲載している」旨の説明を指すと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-3-1-4(1)③(通知内容を明確に認識できるような手段)		
1	当初のオプトアウト制度の通知、年一回のオプトアウトの通知等については、書面による通知を求められているものではないと認識するが、とするなら、店舗での掲示・閲覧やホームページへ常時掲載するだけで十分ではないか。	
2	オプトアウトの機会の個別通知について、証券会社の場合には、新規に口座を開設する際に顧客に対して通知書を送付する並びに口座を保有している顧客に対して定期的に通知書を送付するという対応になると思われる。そうすると、未だ口座を開設していない顧客又はM&Aアドバイザーを務める場合のように必ずしも口座を開設しない顧客の場合には、個別の通知書の送付は行われなくなる。そのような場合でも、HPに通知書を掲載するなどの公表措置をとっていれば、オプトアウトの機会の通知は行っていると考えてよいか。	監督指針IV-3-1-4(1)③において、「オプトアウトの機会の通知は、…書面等により行うなど、法人顧客がオプトアウトの機会について明確に認識できるような手段を用いているか」とされているとおり、オプトアウトの通知については、個別に行われることが必要と考えられます。
3	「オプトアウトの機会の通知は、契約締結時に書面により行うなど、法人顧客が通知内容を明確に認識できるような手段を用いているか。」との記述があるが、当該記述は例示であって、書面に限らず、メール、法人用ウェブサービスのログイン画面等による通知も可能であることを確認したい。また、契約締結前にオプトアウトの機会の通知を行っている場合には、契約締結時に再度オプトアウトの機会の通知が不要であることを確認したい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、オプトアウトの機会の通知のタイミングについて、「契約締結時」はあくまで例示であり、顧客の申し出等により柔軟な対応を採ることも認められる場合があると考えられます。 なお、電磁的方法でも通知が可能であることを明確にするため、記載を修正いたします。【(別紙2)P10、IV-3-1-4(1)③】
4	証券会社等から顧客に対するオプトアウトにかかる説明を電磁的方法により実施する場合は、電磁的方法での情報提供にかかる事前の同意を必要としないという理解でよいか。	特段、法令上の定めはありませんが、顧客が、オプトアウトの機会の通知が電磁的方法により行われることを十分認識できることが重要と考えられます。
5	監督指針案IV-3-1-4(1)①のなお書きのとおり、詳細を含める必要はないはずであるし、金商業等府令案第153条第2項の文言からしても③は、「通知内容」ではなく、「オプトアウトの機会」と変更すべきではないか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P10、IV-3-1-4(1)③】
IV-3-1-4(1)③(オプトアウトの機会の通知の頻度)		
1	監督指針案記載のとおり、取引関係が長期に及ぶ場合は、顧客がオプトアウトの機会を明確に認識できるように、1年に1回の通知が必要と考えられる。	貴重なご意見として承ります。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	証券会社ではほとんどの顧客が有価証券取引において長期的な取引関係を持つため、1年毎にオプトアウトの機会の通知を行うことは、期日管理や費用面の負担が大きい。入口段階で適切に通知し、ホームページへの掲載を行っていることで、顧客への周知は十分行われていると考え、定期的な通知は行わないという方法は考えられないか。	オプトアウトの機会については、金融審議会第一部会報告(平成19年12月18日)において、「法人情報の取扱いについて、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与することが適当」と提言されている趣旨を踏まえ、顧客に対する個別の通知を求めることとしているところです。
3	長期の契約を締結している場合、法人顧客に対してオプトアウトの権利を有する旨、定期的(概ね1年)に告知する義務が課せられているが、ウェブサイト等で当該趣旨を常時掲示している場合には、直接的な通知義務は取引開始時等に一回行えば良いという理解でよいか。	監督指針Ⅳ-3-1-4(1)⑤において、店舗等における常時の掲示・掲載は、法人顧客に対する個別のオプトアウトの機会の通知とは別途記載されており、常時の掲示・掲載の有無にかかわらず、顧客に対して、一定の期間ごとにオプトアウトの機会の通知を行う必要があると考えられます。
4	長期の契約を締結している先には、ホームページ等での周知だけでは足りず、概ね1年ごとに個別通知を行うべきであるという趣旨だと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
5	監督指針案Ⅳ-3-1-4(1)にある「法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供」は、根拠法令である金商業等府令第153条第1項第8号および第2項に定めがないにも関わらず、「例えば概ね1年」ごとにオプトアウトできることについての通知をすることを求めている。 これは、条文にない新たな規制を定めるものであり、監督指針の性格上特異なものと考えられる。 したがって、監督指針案の「例えば概ね1年以上にわたり…」の部分は、「1年ごとに」等の表現で、内閣府令上の規定としてほしい。 また、監督指針は金融商品取引業者等を対象として適用されるものであり、銀行や保険会社である親法人等及び子法人等を対象とはしていないものと考えられる。そのため、銀行や保険会社は監督指針によることなく、自らの判断で「適切に」行えばよいということになる(主要行等向けの総合的な監督指針には、同様の記載がない)。上記の通り、内閣府令上の規定となれば、親金融機関等が銀行や保険会社である場合にも、1年ごとに通知が必要となり、法の趣旨にも合致するものと考えられる。	オプトアウト制度の導入に当たっては、金融分野における顧客情報保護に対する顧客の意識の高まりにも留意しつつ、利用者利便の向上にも配慮して、金商業等府令第153条第2項において、オプトアウトの機会を適切に提供することを求めることとされています。監督指針Ⅳ-3-1-4(1)は、オプトアウト制度に関する監督上の留意点を定めるものです。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>「長期の契約を締結している場合など…は、改めて当該通知を行っているか」とあるが、オプトアウトの機会に関する必要情報を法人用ウェブサイトのログイン画面に常時掲載しておけば、別途、一定期間ごとにオプトアウトの機会の通知を行う必要はないと考えてよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、オプトアウトの機会が、ウェブサイトのログイン画面等により、顧客がオプトアウトの機会を明確に認識できる形で個別に通知されていれば、基本的には、「概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知が行われていない状況」には該当しないと考えられることから、改めての通知までは求められていないものと考えられます。</p>
7	<p>「長期の契約を締結している場合のオプトアウトの機会の通知」が求められている。IV-3-1-4(1)①に記載の通り、「店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載」など「必要な情報を容易に入手できるようにしていること」を法人顧客に対して1度通知しておけば、例え1年以上取引実績がない法人顧客に対しても改めての通知は不要との理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、監督指針IV-3-1-4(1)③は「取引の状況に関わらず」とされており、契約の期間・種類や取引の有無により、オプトアウトの機会の通知を改めて行う必要性に相違はないと考えられます。</p>
8	<p>「長期の契約を締結している場合など、例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、当該法人顧客との取引の状況に関わらず、改めて当該通知を行っているか」とあるが、例えば投資一任契約のように、契約そのものが長期契約の性質を有している場合は、契約締結時に当該通知を行えばよいことを確認したい。</p>	
9	<p>一般投資家に移行可能な特定投資家に対し、契約締結前に移行可能である旨の告知義務が課せられている(金商法第34条)が、その場合申込みを受けた契約の種類が同一であれば原則として一度告知すれば足りるとしている趣旨に鑑み、顧客が特定投資家である場合は、オプトアウトの機会の通知を契約締結時に一度行えば足りることを、当監督指針に明示してほしい。</p>	<p>非公開情報の共有にかかる規制は、特定投資家制度とはその趣旨が異なるものであり、同一の取扱いをすることはなじまないと考えられます。</p>
10	<p>オプトアウトの通知は、契約締結時等に限らず、ある時点における一斉交付を認めてほしい。</p>	<p>「契約締結時」はあくまで例示であり、ご質問のような方法も可能と考えられます。</p>
11	<p>「例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合」とあるが、厳密に1年を経過しても、速やかに通知をすれば問題ないと理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、基本的に貴見のとおりと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
12	<p>当初オプトアウトの機会の通知は証券会社の親法人によって行われたケースにおいて、概ね1年程度経過後、改めて通知を行う場合、その通知を証券会社が行っても問題ないことを確認したい。</p>	<p>オプトアウトの機会の提供については、金商業等府令第153条第2項で定められているとおり、非公開情報の提供を行う各法人が行うことが求められており、改めて通知を行う場合も、基本的には同様の方法を採用することが求められると考えられます。ただし、改めて通知を行う場合に、既に非公開情報が共有されていることに鑑み、連名で通知を行い、各金融機関それぞれの連絡先を当該通知に記載することも妨げられないものと考えられます。</p>
13	<p>改めて行う通知は、店舗への掲示、ホームページへの掲載等による方法も可能と考えてよいか。</p>	<p>監督指針Ⅳ-3-1-4(1)⑤において、店舗等における常時の掲示・掲載は、法人顧客に対する個別のオプトアウトの機会の通知とは別途記載されており、常時の掲示・掲載の有無にかかわらず、顧客に対して、一定の期間ごとにオプトアウトの機会の通知を行う必要があると考えられます。</p>
14	<p>「長期の契約を締結している場合など、例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、…改めて当該通知を行っているか」とあるが、これは必ずしも1年ごとの通知を求めているわけではなく、例えば一番最初の通知で十分な説明を行うとともに、その通知の中で今後は3年ごとに意思確認を行う旨を明確にし、そのことについて顧客の同意を得ていれば、3年ごとの通知でもよいと考えてよいか。</p>	<p>ご質問の記載については、顧客が、オプトアウトの機会について明確に認識できること、オプトアウトの機会が常時提供されていることを十分理解できるような運用が行われることが重要と考えられます。</p> <p>具体的な運用の適切性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、証券会社等は、概ね1年ごとに、顧客が、自らにオプトアウトの機会が提供されていることを認識していることを確保する必要があり、一般的には、顧客の要請がないにも関わらず、証券会社等がオプトアウトの機会の通知を3年ごとに行う取扱いとすることを顧客に求め、3年間顧客の意思の確認を行わないこととするのは適切ではないと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
15	<p>「例えば概ね1年以上にわたり法人顧客に対してオプトアウトの機会の通知を行っていない場合は、当該法人顧客との取引の状況に関わらず、改めて当該通知を行っているか」とあるが、</p> <p>1. 直前の通知後、書面同意を取得した場合やオプトアウトされた場合は当然のことながら、当該再通知は不要との理解でよいか。また、「取引の状況に関わらず」とあるが、例えば取引の解消等が相互に明確に認識されており、親子法人等との非公開情報の授受が行われないことが相互に明確に認識されているような場合は当該再通知は不要との理解でよいか。</p> <p>2. 以下のような取扱いであれば、「オプトアウトの機会の提供の適切性」の観点から問題ないとの理解でよいか。「通知期限を半期単位で管理し、また、同一半期に通知期限を迎える法人顧客への再通知は、当該半期中に一斉に実施」(「X年度上期」に通知を行った場合、通知期限を「X+1年度上期」として管理し、「X+1年度上期」に通知期限を迎える法人顧客への再通知は、「X+1年度上期」の予め定めた月に一斉に実施。この場合、例えば「X年4月1日」に初回通知を行った法人顧客に対する再通知を「X+1年9月」に一斉通知により行うとすれば、初回通知との間隔は最長1年半となるが、翌年度以降は原則として毎年9月に一斉通知を行うことから、通知間隔は概ね1年となるもの。)</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、継続的な通知を行う対象は、オプトアウトの機会を提供した上で、親子法人等との間でその非公開情報の授受を行っている法人顧客と考えられます。</p> <p>また、通知の頻度については、「概ね1年」とあるように、ある程度幅を持った運用も認められるものと考えられます。いずれにせよ、顧客が、オプトアウトの機会について明確に認識できること、オプトアウトの機会が常時提供されていることを十分理解できることが重要と考えられます。</p>
16	<p>「長期の契約を締結している場合など、」とあるが、ここでいう「長期の契約」には有価証券関係契約として「証券取引口座」を開設している場合も含まれるのか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
17	<p>オプトアウトの機会の通知の頻度につき、「概ね1年」とあるが、かかる頻度はオプトアウト方式による同意取得についてのみ適用され、従来のオプトイン方式(書面による同意)については適用されないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
18	<p>監督指針案では、オプトアウトにつき、長期の契約については年1回程度の頻度での再通知が必要とされているが、既に締結された個別取引が継続する途中で当該取引についての取扱いを変更しなければならないとされる合理性が見出せず、かえって、取引管理上及び顧客に対するサポート上の支障が生ずることが懸念される。このため、オプトアウトによって情報の授受が制限されることのないように変更すべきではないか。</p> <p>また、証券会社等において、オプトアウトの機会を提供せず、オプトインした場合のみ非公開情報の授受を行う取り扱いとする法人顧客がある場合には、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにすることが求められているが、あえて、オプトイン制度(いわば、オプトアウト制度以上の制約)を利用しているのであれば、当該法人顧客の保護に欠けることはないのではないか。せっかく設けられた制度が利用されないことのないよう、本記載は削除してほしい。</p>	<p>オプトアウトについては、金融審議会第一部会報告(平成19年12月18日)において、「法人情報の取扱いについて、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与することが適当」と提言されている趣旨を踏まえ、ご質問の記載としているところです。</p> <p>なお、オプトインのみを採用する場合は、法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供は必要ないものと考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)④(非公開情報の授受を開始するまでに必要な期間)		
1	<p>オプトアウトの機会の通知については、法施行日以前(例えば、通知から授受を開始するまでに必要な期間前)に行うことも、授受の開始が法施行日以降であれば認められるとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問の点については、今回の改正の1ヶ月前からオプトアウトの機会の通知が可能となるよう、経過措置を設けたところです。(附則第2条(平成21年1月23日公布))</p> <p>なお、通知に当たっては、施行日以降に通知を行う場合同様、ホームページ等への常時の掲載のみでは足りず、個別の通知も求められていることに留意が必要と考えられます。</p>
2	<p>「オプトアウトの権利を行使するために必要な期間」とはどの程度か。</p>	<p>各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、通知が顧客に接到し、顧客がオプトアウトするか否かについて判断するのに要する期間として、例えば一週間程度とすることも考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>オプトアウトの機会の通知から非公開情報の授受の開始まで必要な期間を確保しているかとあるが、例えば急遽取引を開始したいという顧客に対しては、その意向を確認してその期間を短縮するといったケースバイケースの対応を行うことは、証券会社等が自主的に判断すべき事項であるとの理解でよいか。</p> <p>兼職者が新規顧客と対する中で得た顧客の非公開情報については、兼職者が得た情報は情報の授受を行ったものと捉える立場に立った場合、「必要な期間」を確保することは困難なものであるが、これらは例えば取引までに適切なオプトアウトの権利行使までの期間を設けることで対応する方法で問題ないとの理解でよいか。</p> <p>オプトアウトの権利の行使の通知を受けた場合、あらかじめ定めた周知・システム上の対応等に要する期間の経過後に、非公開情報の授受を停止する扱いでよいか。</p>	<p>オプトアウトの機会の通知から非公開情報の授受の開始まで一定の期間を設ける趣旨は、顧客がオプトアウトの機会を認識し、オプトアウトするか否かについて判断する期間を確保するためであり、顧客の要請に基づき、柔軟な対応を採ることも可能と考えられます。</p> <p>また、オプトアウトされた場合、金融機関において適切かつ迅速に対応することが求められるほか、顧客が常にオプトアウトすることができることが十分担保されることが重要と考えられます。</p> <p>いずれにせよ、ご質問の点については、個別の取引の実態に応じ、実質的に判断されるべき事柄と考えられます。</p>
4	<p>法人顧客に対するオプトアウトの機会の通知から権利行使までの「必要な期間の確保」は、各社にて一律の期間を定めることを想定しているのか、又は、顧客の反応に応じて個別に証券会社が判断することを想定しているのかを確認したい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、顧客の要請がないにも関わらず、金融機関において、顧客のオプトアウトの機会を制限するような対応は望ましくないものと考えられます。</p>
5	<p>「オプトアウトの権利を行使するために必要な期間」については、例えば、社内規程により原則一週間とする一方で法人顧客の業種や規模に応じて金融商品取引業者が適切と判断する期間(最短一日)に短縮することも可能とする対応で問題ないか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、顧客の要請がないにも関わらず、金融機関において、顧客のオプトアウトの機会を制限するような対応は望ましくないものと考えられます。</p>
6	<p>「オプトアウトの機会を通知してから、…非公開情報の授受を開始するまでの間に、…法人顧客がオプトアウトの権利を行使するために必要な期間を確保しているか。」とあるが、具体的にどれほどの期間を確保する必要があるのか。また、オプトアウトの機会を通知し、その際に、オプトアウトしないことを法人顧客に確認した場合は、当該期間を確保する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、顧客の要請がないにも関わらず、金融機関において、顧客のオプトアウトの機会を制限するような対応は望ましくないものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
7	<p>オプトアウトの権利を行使するために必要な期間とは、どの程度の期間をイメージしているのか。親法人等・子法人等との間での顧客の非公開情報の共有は、顧客とのビジネスの遂行上、必要に応じて行うものであり、迅速に案件を進める必要がある場合等、必ずしも期間を開けることが適切ではない場合が多いのではないかと。オプトアウトの機会の通知が、法人顧客がその通知内容を明確に認識できるような手段を用いて行っており、オプトアウトの機会が適切に提供されている場合においては、かかる期間を確保する必要はなく、削除を求める。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、通知が顧客に到達し、顧客がオプトアウトするか否かについて判断するために必要な期間として、例えば一週間程度とすることも考えられます。なお、当該期間については、顧客の要請に基づき、柔軟な対応を採ることも可能と考えられます。 ご意見を踏まえ、趣旨を明確にするため、記載を修正いたします。【(別紙2)P11、IV-3-1-4(1)④】</p>
8	<p>「法人顧客にオプトアウトの機会を通知してから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトの機会を行使するために必要な期間を確保しているか。」との記載に関連し、例えば、当該法人顧客が、オプトアウトの機会の通知に対し、オプトアウトしない旨の意思表示をした場合には、直ちに当該法人顧客にかかる非公開情報の授受を開始することが可能との理解でよいか。</p>	
9	<p>顧客の要望により「必要な期間」を経ずに非公開情報の授受を行う必要がある場合に、オプトインせずとも、例えば、口頭の同意を得ることにより、速やかに非公開情報の授受を行えるよう手当てしてほしい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、顧客の要請に基づき、柔軟な対応を採ることも可能と考えられます。なお、オプトインについては、金商業等府令第153条第1項第7号イに基づき、書面による同意を取得することが必要と考えられます。</p>
10	<p>オプトアウトの機会の提供が有効となるための告知後経過期間の確保が求められているが、これは、初回通知時のみに必要となるものであり、例えば初回通知後、非オプトアウト顧客の情報を共有している場合であって、再通知期限到来前に当該顧客に再通知をする場合は、当該経過期間を設ける必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、当該期間は「授受を開始するまでの間」であり、基本的に貴見のとおりと考えられます。</p>
11	<p>「法人顧客にオプトアウトの機会を通知してから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトの権利を行使するために必要な期間を確保しているか。」とあるが、現在行っているオプトインによる法人顧客の非公開情報共有は引き続き有効で、改正法令施行前から行っている情報授受行為に経過期間を設ける必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)⑤(オプトアウトの機会に関する常時の掲示)		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>オプトアウトの機会に関する情報については、当該法人顧客と取引を行っている店舗において掲示すれば足り、直接取引がない店舗においての掲示は不要であることを確認したい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に応じ実質的に判断されるべきものと考えられますが、オプトアウトの機会を提供している法人顧客が全く来訪しない場合等にまで、全ての店舗等での常時の掲示・掲載が求められるものではないと考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)⑤(オプトアウトする際の連絡先)		
1	<p>オプトアウトの連絡先を内部管理部門に常時設置することが例示されているが、親法人の内部管理部門に設置するなどして、親子法人等の法人顧客からのオプトアウトの連絡を一元的に管理することが可能か。 また、郵送等によるオプトアウトの機会を通知するために、親子法人等から顧客の情報(名称、住所等)の授受をすることは、情報提供に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>オプトアウトは、証券会社等(又は親子法人等)から親子法人等(又は証券会社等)への非公開情報の提供の停止を求めるものであることから、非公開情報の提供を行う各金融機関等からオプトアウトの機会が提供されるべきものと考えられるほか、提供の停止を求める場合も、当該金融機関に対して行われるべきものと考えられます。また、非公開情報の範囲については、個別事例ごとに、実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、金商業等府令第1条第4項第12号で規定する非公開情報の定義は、今般の法令改正の対象とはされていないことに留意が必要と考えられます。</p>
2	<p>「法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先を内部管理部門に常時設置することなどにより」とあるが、内部管理部門への設置は例示であり、当該業務を統括する立場にある業務統括部署、あるいは、営業部門で受け付けることも可能との理解でよいか。</p>	<p>顧客がオプトアウトする際の連絡先については、顧客にオプトアウトの機会が常時提供されており、オプトアウトすることが妨げられないことが十分担保されることが重要と考えられます。こうした点が満たされている限り、営業担当者が連絡先とされることも妨げられないと考えられますが、いずれにせよ、その適切性については、個別事例ごとに実態に即し実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
3	<p>内部管理部門に常時設置することが求められる、法人顧客がオプトアウトする場合の連絡先については、オプトアウトの機会の通知をした者に設置すれば足り、非公開情報の共有を行うすべての親子法人等への設置が求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。なお、オプトアウトは、証券会社等(又は親子法人等)から親子法人等(又は証券会社等)への非公開情報の提供の停止を求めるものであることから、非公開情報の提供を行う各金融機関等からオプトアウトの機会が提供されるべきものと考えられるほか、提供の停止を求める場合も、当該金融機関に対して行われるべきものと考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)⑤(オプトアウトされた場合)		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>法人顧客のオプトアウトの権利行使に関して、証券会社等や親子法人等の内部において、適式に権限を付与された者の書面あるいはそれに相当する通信手段による意思表示であることが明らかでない限り、オプトアウトしていないという取扱いをして差し支えないか。</p>	<p>顧客によりオプトアウトの意思が表明された場合には、金融機関において適切かつ迅速な対応が求められるものと考えられます。また、顧客によるオプトアウトの行使の手段については、書面で行われるか否かに関わらず、顧客が常にオプトアウトできることが十分担保されており、顧客の意思が尊重されることが重要であると考えられます。いずれにせよ、その適切性については、個別の取引の実態に応じ、実質的に判断されるべき事柄だと考えられます。</p>
2	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(1)④に「法人顧客にオプトアウトの機会を通知してから、親子法人等との間で当該法人顧客に係る非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該法人顧客がオプトアウトの権利を行使するために必要な期間を確保しているか。」とあるが、オプトアウトした法人顧客からの意思確認方法は、書面による意思確認が必要なのか。また、顧客から徴求したオプトアウト行使書面は法定帳簿となるのか。</p>	<p>なお、オプトアウトの意思確認にかかる書面は法定帳簿とはされておりませんが、その意思の有無が各金融機関において適切に確認され、その結果が適切に管理されることが重要と考えられます。</p>
3	<p>オプトアウトされた場合の情報共有の停止については、「速やか」に行うことは必要であるとの認識であるが、「直ちに」行うことまでは求められるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、オプトアウトされた場合、適切かつ迅速な対応が求められるものと考えられます。</p>
4	<p>適切なオプトアウトの機会を提供のうえ、非オプトアウト顧客の非公開情報を授受した場合において、その後、オプトアウトされた場合でも、当該オプトアウト権利行使前に取得した情報については、適切な情報管理を前提として、引き続き保有可能であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。ただし、顧客によりオプトアウトされる以前に親子法人等から取得した当該顧客に関する非公開情報を、オプトアウトされた後に、親子法人等に提供すること等は、改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、認められないものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-3-1-4(1)⑥(オプトインとオプトアウトの関係)		
1	既にオプトインによる同意をしている法人顧客について、オプトアウト制度導入後も情報共有を継続する場合の顧客対応は、本制度導入に先立ち、本制度の説明を行ったうえで、従来からの書面同意が引続き有効であることを通知する方法で可と考えてよいか。	証券会社等において、オプトアウトの機会を提供する法人顧客とは別に、オプトアウトの機会を提供せず、オプトインした場合にのみ親子法人等との間で非公開情報を共有する取扱いを行う法人顧客があることは妨げられないものと考えられます。ただし、法人顧客のうち、オプトアウトの機会を提供する顧客と、提供せず、オプトインにより同意取得を行う顧客がいる場合、その適用基準を、店舗等における掲示・掲載を通じ、顧客が理解できるようにしておくことが重要と考えられます。
2	社内における管理の煩雑化を避けるため、また、改正前の顧客についてはすべてオプトインとなっていることから、「法人顧客についても原則オプトインとし、個別の法人顧客からの要請があった場合にのみオプトアウトとする」対応をし、その旨を掲示・掲載することで問題はないか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、どの法人顧客に対し、オプトアウトの機会を提供するかは、まずは金融機関において判断されるべきものと考えられます。なお、顧客の要請に応じて、柔軟な対応を採ることも可能と考えられます。
3	顧客の属性に拘わらず、オプトアウトの機会を提供しない情報の店舗への掲示・閲覧等を行ってれば、情報共有同意書の提出に基づく管理体制(オプトイン顧客の管理)のみとしても問題ないとの理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法人顧客に対して、オプトアウトの機会を提供せず、オプトインした場合にのみ親子法人等と非公開情報を共有する取扱いとすることは、特段妨げられないものと考えられます。なお、法人顧客に対し、オプトインのみを適用する場合は、店舗等における常時の掲示・掲載は必要ないものと考えられます。
4	オプトアウト方式は採用せず、従来通り、法人顧客も含めた全ての顧客についてオプトイン方式(金商業等府令第153条第1項第7号イ)を採用することについて問題ないと考えてよいか。	貴見のとおりと考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>オプトアウトの機会を提供しない顧客の記述があるが、この「オプトアウトの機会を提供しない」とはどのような意味か。オプトアウトに通知が必要なのであれば、オプトアウトを提供するかどうかは通知で決まるのではないか。もしくは、個別顧客ごとに通知を送付する場合、どのような顧客に通知を送付するかを示さなければならないということか。オプトインしか行わない場合は、オプトアウトは採用しないことを表明する必要はあるのか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第153条第2項に規定する「非公開情報の当該親法人等若しくは子法人等又は金融商品取引業者への提供の停止を求める機会」の提供を行っていない場合をいうものと考えられます。この場合、当該顧客に係る非公開情報は、原則として当該顧客の書面による同意がなければ親子法人等と授受することができないこととなります。</p> <p>また、法人顧客に対し、オプトインのみを適用する場合は、店舗等における常時の掲示・掲載は必要ないものと考えられます。</p>
6	<p>今回の法令改正前に、例えば債券の取引のみについて関係会社との情報共有を認めるといった一部の業務に関する情報共有同意書に基づいて情報共有が行われている顧客について、それよりも広い範囲の非公開情報を授受することになる旨のオプトアウトの機会の通知を改めて行い、必要な期間経過後も当該顧客からオプトアウトの通知を受けていない状態においては、当然にして従前の限定的な情報共有同意書の範囲でなく、新たな範囲での非公開情報の授受が可能となるとの理解でよいのか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。なお、ご質問のような場合、顧客が、オプトアウトにより親子法人等と授受される非公開情報の範囲を明確に認識できるよう、通知等によりオプトアウトの機会が適切に提供されることが重要と考えられます。</p>
7	<p>現行法下で既にオプトインしている法人顧客について、証券会社等がオプトアウトの機会を提供し、当該法人顧客がオプトアウトした場合で、当初のオプトインとその後のオプトアウトに係る情報提供の範囲に差異がある場合、当初のオプトインにおける情報提供の範囲の方が広い際は、その後のオプトアウトに係る情報提供の範囲以外の部分は、引き続き情報共有をしてよいのか。</p>	<p>証券会社等が法人顧客にオプトアウトの機会を提供することとした場合、オプトアウトの機会の通知において親子法人等に提供することとした非公開情報の範囲については、その後当該顧客がオプトアウトした場合、当該顧客の書面による同意があるものとみなされなくなる結果、証券会社等がオプトアウト前に親子法人等から取得した情報を、オプトアウト後に親子法人等に提供すること等は、改めて当該顧客の書面による同意を得ない限り、認められないものと考えられます。</p> <p>一方、当該法人顧客からオプトアウトされたことをもって、オプトアウトにかかる非公開情報以外の非公開情報についてまで直ちに親子法人等への提供の停止が求められるものではないと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、ご質問のような場合、顧客が、オプトインにより親子法人等との間で授受される非公開情報の範囲と、オプトアウトにより親子法人等との間で授受される非公開情報の範囲を明確に認識することが重要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>オプトアウトの機会の提供につき、「どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか(又は提供しないのか)の情報の店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載等を通じて、各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしているか」とあるが、該当するか否かの基準について、例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「既にオプトイン頂いているお客さま以外のお客さま」とすることも許容されるとの理解でよいか。</li> <li>2. 「オプトアウトの通知を書面にて送付させて頂いたお客さま」とすることも許容されるとの理解でよいか。</li> <li>3. 取引部門や取引分野によって区分することも許容されるとの理解でよいか(例えば、「株式公開企業」や「本店営業部の取引顧客」等の記載でよいか。)</li> </ol>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、法人顧客にとって、自らがオプトアウトの機会を提供される顧客に該当するのか、又はオプトインを適用される顧客に該当するのか、ということが、「容易に」認識できることが重要と考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既に、非公開情報の共有について、書面による同意が得られている法人顧客については、自らに適用される同意取得の方法について認識できていることから、認められるものと考えられます。</li> <li>2. 各金融機関において、オプトアウトの機会を提供しようとする顧客は、必ずしも属性のみで判断できるものではない場合があることに鑑み、バスケット条項的にご質問の記載を用いることは必ずしも否定されないものと考えられます。ただし、その場合には、法人顧客にとって、自らに通知があったか否か把握できない場合もありうることに留意が必要と考えられるほか、顧客が、自らがオプトアウトの機会を提供される顧客か否かを問い合わせれば、迅速にその回答が得られるような対応が取られることが重要と考えられます。</li> <li>3. 法人顧客が、自らが、オプトアウトの機会を提供される法人顧客に該当するか否かを認識できる方法であれば、認められるものと考えられます。</li> </ol>
9	<p>「どのような属性の法人顧客に対してオプトアウトの機会を提供するのか(又は提供しないのか)の情報」について、「オプトアウトの機会を提供する」ことには、オプトアウトの機会の「通知」を行っていない状況であっても(*)、顧客がオプトアウトの機会の提供を希望すればいつでも通知を行って提供する旨を金融機関が宣言する場合は含まれると考えてよいか。</p> <p>(*) オプトアウトの機会の通知を行っていない顧客については、通知までの間は書面同意がない限りグループ会社間で情報共有を行わない。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法人顧客のうち、どの顧客にオプトアウトの機会を提供するかについては、まずは金融機関において判断されるものと想定されますが、顧客の要請に応じ、オプトアウトの機会を提供するという対応も可能と考えられます。いずれにせよ、オプトアウトの機会の提供にかかる記載の適切性については、個別取引ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
10	<p>「自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるように」とあるが、その方法としては、「店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載」といった「公表」による方法に限られず、例えば、一定の基準の概要を「店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載」により公表のうえ、詳細については個別の通知等により認識できるようにするといった方法も認められるとの理解でよいか。また、ホームページ等に本件に関する照会先を提示すること等で代替することも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、オプトアウトの機会の通知を受けていない法人顧客にとっても、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、法人顧客にとって、自らがオプトアウトの機会を提供される顧客に該当するのか、又はオプトインを適用される顧客に該当するのか、ということが、「容易に」認識できることが重要と考えられます。</p>
11	<p>「各法人顧客において、自己がオプトアウトの機会の提供を受ける顧客に該当するかを容易に認識できるようにしている」ことを前提とすれば、以下のような取扱いが認められるとの理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同一グループ内の複数の証券会社等が、同一の顧客と取引がある場合において、それぞれの証券会社等が、当該顧客との関係において、一方はオプトインとし、他方はオプトアウトとするといった異なる取扱いをすること。</li> <li>2. 一つの証券会社等が、同一の顧客との関係において、一の親子法人等とはオプトインとし、他の親子法人等とはオプトアウトとすること。</li> </ol>	<p>ご質問のような方法による取扱いも認められる場合があると考えられますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、法人顧客自らが、オプトアウトの機会を提供される顧客に該当するのか、又はオプトインを適用される顧客に該当するのか、ということが容易に確認できることや、各金融機関において、非公開情報を適切に管理する態勢が整備されていることが重要と考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)⑥(オプトアウト範囲の限定)		
1	<p>法人顧客についてオプトアウトを採用している証券会社等において、法人顧客が以下のような限定的なオプトアウトを通知してきた場合、当該顧客にかかる非公開情報全体を非共有情報として扱う、もしくはオプトイン顧客として一部の情報のみを共有するといった対応を採ることは各業者の裁量により判断されるべき事項という認識でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融商品取引業者から金融機関への情報の伝達は認めるが、金融機関から金融商品取引業者への情報伝達は望まない、といった情報の授受の方向性を限定したオプトアウト</li> <li>2. 一部の取引に関する情報のみ情報共有を認めない、といったオプトアウト</li> <li>3. 親子法人Aとの情報共有は認めるが、親子法人Bとの情報共有は認めないタイプのオプトアウト。</li> </ol>	<p>個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、顧客より限定的なオプトアウトの要請がある場合には、顧客の意思を尊重した対応が望ましいと考えられます。</p> <p>ただし、金融機関側において、その対応が困難である場合に、顧客の要請する限定的なオプトアウトの範囲を超えて非公開情報を共有しない措置を採ることも妨げられないと考えられます。いずれにせよ、非公開情報を適切に管理する態勢が整備されることが重要であるほか、顧客の利便を損なうことのないよう留意が必要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>「親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲」や「非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲」について、法人顧客がその一部についてオプトアウトした場合、オプトアウトされていない範囲において、どの範囲で非公開情報を共有するかは、各証券会社等の自由な判断に委ねられるという理解でよいか。</p> <p>特に、証券会社等において、システム対応や体制の制約から、このような申し出に個別に対応できない事情がある場合、逆に全ての非公開情報について授受をしない取扱いにすることについては、制限を受けないという理解でよいか。</p>	<p>法人顧客により限定的なオプトアウトを求められた場合に、金融機関側が、その範囲を超えて非公開情報を共有しない措置を採ることも妨げられないと考えられますが、顧客の利便を損なうことのないよう留意することが必要と考えられます。</p>
IV-3-1-4(1)⑥(オプトインを継続する場合)		
1	<p>書面によりオプトインした法人顧客についてオプトアウトの機会を提供しないことは、当事者間の契約により可能と考えてよいか。</p>	<p>法人顧客のうち、どの顧客にオプトアウトの機会を提供するのかについては、まずは金融機関において判断されるべきものであり、オプトインにより親子法人等と非公開情報を共有している顧客にオプトアウトの機会を提供しないことについて、当事者間の契約は求められていないものと考えられます。</p> <p>ただし、法人顧客のうち、オプトアウトの機会を提供する顧客と、提供せず、オプトインにより同意取得を行う顧客がいる場合、その適用基準を、店舗等における掲示・掲載を通じ、顧客が理解できるようにしておくことが重要と考えられます。</p>
2	<p>書面によりオプトインした顧客(法人、個人に関わらず)については、オプトアウトの機会の提供は不要であることを確認したい。また、現行制度に基づき情報共有同意書を受け入れた顧客は改正法令施行後も当該同意書が有効であることを確認したい。また当該顧客(法人)についてはオプトアウトの機会の通知も不要であることを確認したい。</p>	<p>証券会社等は、引き続きオプトインを利用して親子法人等との間で非公開情報を授受することが妨げられるものではありません。</p> <p>また、改正法令の施行前に顧客から書面による同意を取得して、親子法人等との間で授受していた非公開情報については、引き続きオプトインにより親子法人等と授受するという取扱いをする場合には、当該顧客に対してオプトアウトの機会を提供することは求められないものと考えられます。</p>
3	<p>従前の「書面同意(オプトイン)」の枠組み(既に顧客から受領した同意書のみならず、今後受け入れる同意書も含む。)については、オプトアウトの機会の提供等の必要はないとの理解でよいか。</p>	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>情報共有に同意することを取引開始の条件(全顧客にオプトイン方式を採用)としている金融機関が、改正後も同様の取扱いをすることは可能と考えているが、そのような理解でよいか。</p> <p>また、口座開設後、顧客がオプトアウトを求めてきたときに、口座解約をするという条件を取引開始時に設定することは当事者間の契約により可能と考えてよいか。</p>	<p>取引を開始するに際し、どのような条件を設定するかは、基本的に経営判断に属する事項と考えられますが、顧客の利便を不当に制限するような方法は適切ではないと考えられ、ご質問にあるような取扱いとすることには、十分合理的な理由が求められると考えられます。</p>
IV-3-1-4(2)(親子法人等との非公開情報の授受に係る留意事項)		
1	<p>オプトインした顧客(グループ1)、オプトアウトの行使があり情報共有しない顧客(グループ2)とオプトアウトの行使がなく情報共有する顧客(グループ3)が存在するが、グループ1、2については、監督指針案IV-3-1-4(2)①～③の情報授受に係る留意点の適用はないという理解でよいか。</p>	<p>ご質問の「グループ1」「グループ2」の顧客に関する非公開情報についても、監督指針IV-3-1-4(2)に沿った管理が求められるものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>「証券会社等が金商業等府令第153条第1項第7号に基づき、親子法人等との間で顧客の非公開情報の授受を行うにあたっては、…」とし、金商業等府令第153条第1項第7号のイ～リの全てに適用する表記となっている。その結果、現状行われている金商業等府令第153条第1項第7号に基づく非公開情報の授受行為全般について、証券会社とその親子法人において、新たなシステム対応等の負担が発生することが懸念される。具体的な事例としては、金商業等府令第153条第1項第7号イ「当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合」に基づいて非公開情報の授受を行う場合にも、「非公開情報について、アクセス管理の徹底、関係者による持ち出し防止に係る対策及び外部からの不正アクセスの防止など、十分な情報システム管理がされているか」や「非公開情報の管理を行う責任者を設置するなど、非公開情報を一元的に管理する体制が整備されているか」等の留意事項に対応する必要が生じ、新たなシステム対応等の負担が発生する懸念がある。本項目については、多様で質の高いサービスの提供を可能とする時代のニーズにマッチした競争環境を整備するという金商法の改正趣旨に沿って、新たに規制緩和された内容に対する留意事項に限定すべきと考える。具体的には、「金商業等府令第153条第1項第7号リ」に基づく内部管理業務を行うための非公開情報の授受と、「金商業等府令第153条第2項」に基づくオプトアウトした法人顧客に係る非公開情報(非共有情報)の管理に関する留意事項に限定すべきであると考え。</p>	<p>非公開情報の親子法人等との授受は、オプトアウトの機会を提供した顧客について行う場合や内部管理に関する業務を行うために行う場合のみならず、オプトインによる同意取得を行った顧客についても行われることに留意する必要があると考えられます。また、オプトアウトされていない状況とオプトインされている状況は法令上同様の効果を有することから、管理水準に差を設けることは必ずしも適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P11、IV-3-1-4(2)柱書き】</p>
IV-3-1-4(2)①(非公開情報の範囲)		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>以下の情報は銀行・証券会社等それぞれの内部情報であり、「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別の情報」、「発行者等に関する非公開情報」、「顧客に関する非公開情報」に該当しないことを確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財務データ、収益計画、営業戦略等、銀行・証券それぞれの経営管理情報(非公開のものを含む。)、但し顧客名を含まないものに限る。</li> <li>2. 銀行・証券の担当者別顧客リスト</li> <li>3. 取引先にかかる社内格付、信用供与枠及び残枠額等、信用判断</li> <li>4. 銀行・証券総合受付における、来訪者受付状況</li> <li>5. 銀行・証券を含むグループ主催イベントの参加者リスト</li> <li>6. 個別の取引情報</li> </ol>	
2	<p>「顧客の財産に関する公表されていない情報その他の特別の情報」「発行者等に係る非公開情報」、「顧客に関する非公開情報」の顧客あるいは発行者に次のような者が該当するか、確認したい。また、銀行・証券で扱いは変わらないかを確認したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新規獲得を目指してアプローチしている会社及び個人(有価証券の発行に係るものは除く)</li> <li>2. 金銭債権の購入先</li> <li>3. 他社から購入した金銭債権に係る原債務者</li> <li>4. 取引を有しない銀行・証券等のイベントに係る招待者あるいは出席者</li> </ol>	<p>非公開情報の範囲については、金商業等府令第1条第4項第12号に基づき、各金融機関において適切に判断されるべきものと考えられますが、顧客の公表されていない財務・経営関連の情報や取引情報については、一般的に非公開情報として取扱われるべきものと考えられます。</p> <p>なお、非公開情報として特定された情報について、顧客に通知する際、類似する情報がある程度まとめて記載することは妨げられないものと考えられますが、「一定の情報」等、顧客が内容を理解することが困難な記載は適切ではないと考えられます。</p> <p>また、非公開情報として各金融機関が管理することとして特定する情報が、法令で定められている情報の範囲より広いことは妨げられないものと考えられます。</p>
3	<p>あらかじめ特定することが求められている「非公開情報の範囲」については、以下のような取扱いが認められるとの理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該証券会社等が受領する(共有可能な)「(当該)顧客のすべての非公開情報」とすること。</li> <li>2. 当該証券会社等が受領する(共有可能な)「(当該)顧客の一定(内容を特定する)の非公開情報」とすること。</li> </ol>	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	証券会社等がオプトアウト方式を採用する場合(例えば同一店舗・兼職を前提として)、授受を行う非公開情報の範囲を特定してオプトアウトの機会の通知を行うにあたって、その情報の範囲について「金融商品取引業及びその付随業務に関連する情報」「銀行業及びその付随業務に関連する情報」「その他の取引に関連する情報」といったグルーピングを各社で考える必要が発生するが、どのようなレベルで情報を「特定」すればよいかのモデルを監督指針等でより詳細に示してほしい。	
5	授受にかかる非公開情報の特定の方法として、営業部門職員の兼職による「非公開情報の共有」を想定した場合には、その内容がきわめて広範囲に渡ることから、行う業務全般を各顧客に通知し、詳述列挙したものをWEBで公表というイメージになるが、そのような取扱いを監督指針上も想定しているという理解でよいか。	
IV-3-1-4(2)②(非公開情報の管理)		
1	監督指針案IV-3-1-4(2)②により非公開情報について、アクセス管理の徹底、持ち出し防止に係る対策及び外部からの不正アクセスの防止等の記載があり、全ての非公開情報について、公開情報以外の顧客情報全てをシステム管理する記載となっていると解せられるが、これは現実的でない。自社で保有する顧客の非公開情報の管理体制については、親子法人等の関係にない金融商品取引業者であっても同様であり、親子法人等との非公開情報の授受において記載するのではなく、「顧客情報」の管理として全ての金融商品取引業者に課すべきものと考えられるが、監督指針Ⅲ-2-4「顧客情報の管理」ベースで十分ではないか。	ご質問の箇所は、一般的な顧客情報の管理とは別に、法令上の非公開情報の授受の禁止規定に関する監督上の留意点を記載しているものです。具体的な非公開情報の管理の適切性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P11、P12、IV-3-1-4(2)②、③】
2	オプトインした顧客について、「情報の授受を行う非公開情報の範囲」において親子法人等の間でデータベースを共有することに問題のないことを確認したい。	各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、基本的に、貴見のとおりと考えられます。 なお、顧客がオプトインの同意を撤回した場合には、親子法人等に非公開情報が提供されないよう、分離して管理する必要があることに留意する必要があると考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>法人顧客の非公開情報の管理について、現実的には、「オプトアウトした顧客の情報」について、グループ会社の営業部門へ提供されないように隔離する措置を採ることになると思われる。逆に言うと、「オプトアウトしていない顧客の情報」については、顧客の秘密情報としてグループ外へ開示・漏えいされないように情報管理を行う以上には特別な情報管理は行わないことになる。そのような取扱いでよいか。</p> <p>また、そのような取扱いであれば、オプトアウトの通知においても、共有の対象となる非公開情報は「全部」ということになるし、共有の方法も「顧客の秘密情報として取り扱う」という以上ではないことになる。そのような取扱いでよいか。更に、そうであれば、共有するグループ会社名も、顧客へ周知する以上の意味はないので、「主たる」グループ会社名を例示すれば充分であって、限定的に特定する必要はないのではないかと。</p>	<p>「特別な情報管理」等ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、非公開情報の管理の適切性については、各金融機関の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>ただし、顧客の非公開情報については、その特性に鑑み、顧客に対しても、その管理方法や情報の提供先等が十分分かりやすく通知されるべきことに留意する必要があると考えられます。</p>
IV-3-1-4(2)③(非公開情報、非共有情報の範囲)		
1	<p>「非公開情報の管理を行う責任者」及び「非公開情報を一元的に管理する体制」でいう「非公開情報」とは、「授受される(された)非公開情報」という理解でよいか。</p>	<p>非公開情報とは、金商業等府令第1条第4項第12号において定義が定められており、ご質問の記載における「非公開情報」も、親子法人等との間で授受されるものに限定されるものではないと考えられます。</p>
2	<p>「非公開情報及び非共有情報の管理状況について、定期的に検証する態勢となっているか。」とあるが、実務上、「非公開情報の管理」は「非公開情報の範囲」を定めることで運用可能だが、「非共有情報」はその範囲が定まっていないので管理状況の定期的検証は不可能であり「非共有情報管理」は削除してほしい。また、「オプトインしていない顧客」とは、「オプトインしていない法人顧客」のことか。</p>	<p>非共有情報の範囲は、非公開情報のうち、オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客にかかる情報であり、適切な管理を行うことが求められると考えられます。</p> <p>また、オプトインしていない顧客とは、「個人顧客又はオプトアウトの機会を提供されていない法人顧客のうち、オプトインしていない顧客」を指すものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-3-1-4(2)③(非公開情報の管理を一元的に行う体制)		
1	<p>「内部管理部門に非公開情報の管理を行う責任者を設置するなど、非公開情報を一元的に管理する体制が整備されているか」とあるが、非公開情報を集中的に管理する部署を設置し、当該部署を経由しないと親子法人等との非公開情報の授受ができないとの趣旨ではない(=オプトアウト非行使先の法人顧客の非公開情報は親子法人等の営業部門同士・内部管理部門同士で個々の管理責任の下に授受することが可能)との理解でよいか。「一元的な管理」とは、オプトアウト行使があった場合の非共有情報に対するアクセスコントロール(オプトアウト行使先の法人顧客等にフラグを立てる等)の管理等を意味するものであり、情報授受を集中的にコントロールすることまでは意味しないという理解でよいか。</p>	<p>具体的な非公開情報の管理方法の適切性は、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、「一元的な管理」とは、非公開情報の授受や勧誘に際し、不適切な取扱いが行われることを防止するための措置を一元的に管理することが想定されており、必ずしも一元的に情報を授受することを意味するものではないと考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、趣旨を明確にするため、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、IV-3-1-4(2)③】</p>
IV-3-1-4(2)③(非公開情報の管理を行う責任者)		
1	<p>「証券会社等及び非公開情報の授受を行う親法人等のそれぞれにおいて」責任者を設置することが明記されているが、(2)②や(2)①においても「それぞれ」が行うことを明記した方がよいのではないか。</p>	<p>非公開情報の管理を行う責任者は、各金融機関の立場でその管理の適切性を判断する必要がある一方、非公開情報の範囲の特定やアクセス管理については、グループの経営管理会社等が定める方法に沿って、グループ各社が共通の管理方法を採用することもあり得ると考えられます。ただし、その場合でも、グループ共通の方法が当該金融機関にとって適切か否かは各金融機関ごとに判断されるべきものであり、また、管理責任者については、各金融機関等ごとに設置することが求められると考えられます。</p>
2	<p>「証券会社等及び非公開情報の授受を行う親法人等のそれぞれにおいて、内部管理部門に非公開情報の管理を行う責任者を設置するなど、非公開情報を一元的に管理する体制が整備されているか。」とあるが、責任者を設置する以外の方法で、非公開情報を一元的に管理する方法はあるのか。</p>	<p>非公開情報の管理を一元的に行うことは、責任の所在の明確化や独立した責任者を置くことによる非公開情報管理の実効性向上の観点から求められるものであり、基本的に、管理責任者を設置することが求められると考えられます。ただし、各金融機関の業務の内容・特性・規模等に応じ、例えば、既存の組織の枠組みで対応することや、兼職を行うことも妨げられないものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	「非公開情報の管理を行う責任者」については、いかなるレベルの責任者を想定しているのか。取締役でなくても、組織権限上、実質的な管理権限を有する者(部室長級)で足りると考えてよいか。	責任者の職階については、各金融機関において、適切に判断されるべきものと考えられますが、監督指針Ⅳ-3-1-4(2)③及び④の職責及び権限を有していることが重要と考えられます。
4	「非公開情報の管理を行う責任者」については、他の内部管理業務の責任者との兼務が認められるとの理解でよいか。また、複数のグループ会社において非公開情報の管理を行う責任者を兼ねることも可能との理解でよいか。	なお、非公開情報の管理を行う責任者等は、既存の組織の枠組みで対応することも可能と考えられるほか、親子法人等との間で兼職することも妨げられないものと考えられます。
5	内部管理部門への設置が求められる、「非公開情報の管理を行う責任者」については、証券会社等及び非公開情報の授受を行う親子法人等において設置すれば足り、非公開情報の授受を行わない親子法人等への設置は求められないとの理解でよいか。また、証券会社等が非公開情報の授受を行う場合であっても、その相手方が、定義上、親子法人等から除かれる、「外国の法人その他の団体であって、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していないもの」においては、上記の「非公開情報の管理を行う責任者」の設置が不要との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
IV-3-1-4(2)③(非共有情報のシステム上の分離)		
1	③でいう非共有情報とその他の非公開情報のシステム上の分離とは、これら属性を識別可能な状態とし、アクセスコントロールができるのであれば、同一ファイルや同一データベース内に格納することを否定するものではないとの理解でよいか。	ご質問の記載は、必ずしもシステム上のサーバーの分離等を指すわけではなく、各役職員がアクセスできる情報の範囲をシステム上で管理するといった対応もありえると考えられます。いずれにせよ、具体的な非公開情報の管理の適切性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P11、P12、Ⅳ-3-1-4(2)②、③】

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)④に関し、内部管理目的で非公開情報を授受する場合、監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)③でいう非共有情報とその他の非公開情報をシステム上分離して管理することは不要との理解でよいか。</p>	<p>内部管理部門等においては、顧客の同意なく非公開情報を共有することが可能となるため、当該情報を分離して管理することは必ずしも求められないものと考えられます。</p>
3	<p>「オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報(以下「非共有情報」という。)については、システム上、その他の非公開情報と分離して管理されているか。」とあるが、これは非共有情報の受領側のみが留意すべき点であり、提供側についてはシステム上の分離までは必要ないと理解してよいか。それともいずれに対しても求められるものか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、非共有情報については、他の親子法人等に提供すること自体が禁じられており、各金融機関において、非共有情報と非公開情報が分離して管理されることが重要と考えられます。</p>
4	<p>「オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報(非共有情報)については、システム上、その他の非公開情報と分離して管理されることが必要となるが、システム上の対応以外に、役職員の執務スペースにおいて、間仕切りのような物理的な分離は必要ではなく、証券会社とグループ金融機関の役職員が同一室内の隣同士で執務をすることも可能であるという理解でよいか。</p>	<p>具体的な非公開情報にかかる管理方法の適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、「分離して管理」とは、必ずしもシステム上のサーバーの分離等を指すものではなく、各役職員がアクセスできる情報の範囲をシステム上管理するといった対応もあり得ると考えられます。なお、配席については、基本的には経営判断に属する事項と考えられますが、金商業等府令第153条第1項第7号において、非共有情報へのアクセスが制限されていることに鑑み、他の金融機関の職員が非共有情報に接することがないように、実効的な情報管理が行われることが重要と考えられます。</p> <p>なお、こうした趣旨を明確にするため、記載を修正いたします。 【(別紙2)P11、P12、Ⅳ-3-1-4(2)②、③】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>「非公開情報」としては、1.「一の法人が管理する非共有情報」、2.「一の法人が管理する非共有情報以外の非公開情報(=共有可能情報)」、3.「他の法人が管理する非共有情報」、4.「他の法人が管理する非共有情報以外の非公開情報(=共有可能情報)」とが考えられるが、例えば、1.と2.の情報が、3.と4.の情報との間でシステム上の分離管理がされているのであれば、1.と2.の間のシステム上の分離管理や、3.と4.の間のシステム上の分離管理までは行わないことも許容されるとの理解でよいか。(営業部門の職員については、監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)⑥の措置が講じられることが前提。)</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、非共有情報がそれ以外の非公開情報と混在することにより、親子法人等に誤って提供されるおそれがあることなどを踏まえれば、それぞれの法人内においても、非共有情報と非公開情報が分離して管理されることが重要と考えられます。いずれにせよ、具体的な非公開情報の管理方法の適切性は、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
6	<p>非公開情報入手する営業部門においては非共有情報も、それ以外の非公開情報も混在しているが、当該営業部門から非公開情報の授受を行う親子法人等に情報が伝達される際に、非共有情報とそれ以外の非公開情報が分離され、非共有情報以外の非公開情報のみが非公開情報の授受を行う部門に伝達されるというシステムを採用した場合、このようなシステムは許容されるか。</p>	<p>具体的な非公開情報の管理方法の適切性は各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問のような方法を採用した場合でも、各役職員による非共有情報へのアクセスが適切に管理されることが重要と考えられます。</p>
7	<p>例えば、「親銀行等が保有している顧客情報に他エンティティからアクセスできない状態」であり、「親銀行等が保有している顧客情報をグループ証券会社に提供する場合には、親銀行等側で『同意書を取得している先の情報』若しくは『オプトアウトされていない先の情報』であることを確認している」といった体制が整備されていれば、親銀行等の内部で「非共有情報」と「それ以外の情報」を分離して管理することは必要ないという理解でよいか。</p>	<p>具体的な非公開情報の管理方法の適切性は各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご質問のような方法を採用した場合でも、各役職員による非共有情報へのアクセスが適切に管理されることが重要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>「オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客に係る非公開情報(以下「非共有情報」という。)については、システム上、その他の非公開情報と分離して管理しているか」について、オプトアウトした情報及びオプトインした情報を分離管理することで上記記載事項は充足するものと考えてよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、オプトアウトされた法人顧客以外の顧客のうち、オプトインしていない顧客の情報も非共有情報として取り扱われ、それ以外の情報と分離して管理されるべきことに留意する必要があると考えられます。いずれにせよ、具体的な体制整備の適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
9	<p>非共有情報と区別が必要な「その他の非公開情報」とは、共有可能であるがまだ共有されていない非公開情報という意味か。そうであれば、授受を行った情報の管理ではなく、オプトアウトしただけで管理が必要となるということか。非共有情報と非公開情報のシステム上分離が求められるが、必要なのは分離ではなく、非共有情報かその他非公開情報かを色分けすることではないか。</p>	<p>「その他の非公開情報」とは、非共有情報以外の非公開情報を指し、実際に親子法人等との間で共有されているか否かにより判断されるものではないと考えられます。 また、管理方法については、必ずしもシステム上のサーバーの分離等を指すものではなく、各役職員がアクセスできる情報の範囲をシステム上管理するといった対応もあり得ると考えられます。</p>
10	<p>分離による管理は、第一種金融商品取引業者のみが行えばよいのではなく、その親法人等・子法人等においても必要になるのか。その場合の「その他非公開情報」は、自らが通知を行った顧客の情報という理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、親子法人等との間で、非公開情報を共有する場合は、証券会社等及び親子法人等のそれぞれにおいて適切な管理を行うことが求められると考えられます。なお、親子法人等が管理すべき非公開情報の範囲は、オプトアウトの機会の通知の有無とは直接の関係がないことに留意する必要があると考えられます。</p>
IV-3-1-4(2)③(非共有情報のシステム以外の管理)		
1	<p>非共有情報をそれ以外の情報と分離して管理する方法としては、すべての非共有情報をコンピューターシステム上で管理する方法だけではなく、当該金融機関の社内体制として分離して管理する方法も認められるという理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、具体的な体制整備の適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P11、P12、IV-3-1-4(2)②、③】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>親法人(銀行)と子法人(証券会社)が異なる住所にあり、証券会社職員と銀行職員が兼職する場合、兼職職員は、銀行及び証券会社の両方に座席を持つ必要があるのか。</p> <p>上記で両会社に座席を持つ必要がないとした場合、銀行と証券会社が同一の建物内にあり、証券会社職員と銀行職員を兼職する場合、銀行専担職員、証券専担職員、兼職職員は、物理的に遮断された職場設定とする必要があるか。それぞれの職員のデータへのアクセスが制約されていれば、物理的な職場設定は特に問題となることはないか。</p>	<p>兼職者の配席等については、基本的には、経営判断に属する事項であると考えられますが、金商業等府令第153条第1項第7号において、非共有情報へのアクセスが制限されていることに鑑み、他の金融機関の職員が非共有情報に接することがないよう、非公開情報と非共有情報が分離して管理されることが重要と考えられます。いずれにせよ、非公開情報の管理の適切性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
3	<p>オプトアウト顧客が銀行・証券会社に存在しない場合、銀行のディーリングを行う部署を証券会社内のディーリング部署と同一フロアに物理的な隔壁を設けずに設置することは、当該部署に顧客が訪問することはないので誤認防止措置が不要と思われることから、可能と考えてよいか。</p> <p>また、上記のケースで仮に一方の法人、または双方の法人にオプトアウト顧客が生じた場合においても、顧客データに係るシステム上のアクセスが銀行・証券それぞれに制限されていれば、物理的な隔壁は不要と考えてよいか。</p>	<p>各金融機関においては、顧客によりオプトアウトされた場合に適切かつ迅速に対応できるような体制を整備しておくことが重要と考えられます。また、配席については、基本的には経営判断に属する事項と考えられますが、金商業等府令第153条第1項第7号において、非共有情報へのアクセスが制限されていることに鑑み、他の金融機関の職員が非共有情報に接することがないよう、非公開情報と非共有情報が分離して管理されることが重要と考えられます。いずれにせよ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P11、P12、IV-3-1-4(2)②、③】</p>
IV-3-1-4(2)③(事後の検証体制)		
1	<p>「非公開情報及び非共有情報の管理状況について、定期的に検証する態勢となっているか」とあるが、組織上は営業部門と位置付けられる部署に所属するコンプライアンス等の内部管理業務担当者が、チェックリスト等により定期的に点検するとの運営も認められるとの理解でよいか。</p>	<p>具体的な非公開情報の管理方法の適切性は、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、検証を行う職員が、検証対象となる業務を行う役職員に対して十分な牽制権限を有するなど、実効的な態勢が整備されることが重要と考えられます。</p>
IV-3-1-4(2)④(用語の定義)		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>内部管理部門とは具体的に非公開情報の管理を所管する部門と考えてよいか。 非公開情報とは、登録金融機関業務に関するものと考えてよいか。</p>	<p>「内部管理部門」とは、金商業等府令第153条第3項に基づく内部管理に関する業務を行う部門となります。非公開情報の管理を行う業務も、内部管理に関する業務のうち、法令遵守管理に関する業務に含まれるものと考えられます。また、非公開情報については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金商業等府令第1条第4項第12号にその定義が規定されているものと考えられます。</p>
2	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)④イの「営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」というのは、そもそも非公開情報を利用して業務を行うことが認められている内部管理部門との対比で非常に分かりにくいと思われる。金商業等府令第153条第1項第8号も踏まえて「営業部門その他の非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘する等の業務を行う部門」と明確化すべきである。</p>	<p>ご質問の記載については、内部管理部門以外の非公開情報を利用して業務を行う部門をいうものであり、監督指針上も「内部管理部門」との対比は明確になっているものと考えられます。</p>
3	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)④イに「内部管理部門と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」とあるが、ここでいう「内部管理部門」と、(3)③の「内部管理部門等」の違いは何か明確にしてほしい。また、(2)④のリード部分にある「営業部門等」と、(2)④イにある「営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」とは同義語として理解してよいか。さらに、(2)④ハにある「その他の部門」とは、「営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」以外の部門と理解してよいか。</p>	<p>監督指針Ⅳ-3-1-4(2)④の「内部管理部門」とは、金商業等府令第153条第3項で定める内部管理に関する業務を行う部門を指し、「内部管理部門等」とは監督指針Ⅳ-3-1-4(3)③の定義のとおりと考えられます。また、監督指針Ⅳ-3-1-4(2)④の頭書にある「営業部門等」には非公開情報を取扱わない部門も含まれるものと考えられます。 なお、監督指針Ⅳ-3-1-4(2)④ハについては、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、Ⅳ-3-1-4(2)④ハ】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>「非公開情報に関する事項について、その他の部門(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこととされていること。」については、他の内部管理部門(例えば、検査・監査)の業務遂行上、その指示に従う必要が生じることも想定されるため、「その他の部門」については、「営業部門等」に変更してほしい。</p> <p>本留意事項では、営業部門等に対する十分な牽制機能の発揮が目的とされており、「営業部門等からの指揮命令を受けないこととされていること」とすることが当該目的に照らせば適切と思われるもの。また、現行の監督指針においても、「営業部門(経営責任者を除く)から指揮命令を受けないこと」と規定されているところ(Ⅳ-4-2-2-2(3)⑦口)。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、Ⅳ-3-1-4(2)④ハ】</p>
Ⅳ-3-1-4(2)④イ(内部管理部門との兼務)		
1	<p>内部管理部門と営業部門等との兼務禁止は、あくまで一例であると理解してよいか。例えば、内部管理部門と営業部門等との間で十分な牽制機能の発揮が担保されている場合には、以下のような体制も認められると理解してよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業部門の部門内ミドル部署や企画・営業部店指導を行う部署に従事する者が非公開情報の取り扱いについて営業現場に指導・監督する場合</li> <li>2. 営業部店において、内部管理を専任として行うべき者を本部内部管理部門の兼務者として配置している場合</li> </ol> <p>また、上記2.において、当該管理者に当該営業部店における非公開情報の管理を担わせている場合、営業部店の管理者は、非共有情報を内部管理目的においてのみ利用し、現場担当者には伝達しないかぎりにおいて、(本部内部管理部門の指示に従い)他社の非共有情報を取り扱うことが許容されると考えてよいか。</p>	<p>個別の管理方法の適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、内部管理以外の業務を行う職員は、非共有情報にアクセスできないことに留意する必要があると考えられます。</p> <p>なお、「内部管理部門」の職員の範囲は、部門の名称で限定されるものではなく、各職員の業務の実態に応じて判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、Ⅳ-3-1-4(2)④イ】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	「内部管理部門と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門との間で、兼務を認めないこと」との記載に関連し、営業部門に所属していても内部管理業務を担当している者については、内部管理部門との兼務が認められるとの理解でよいか。	貴見のとおり、「内部管理部門」の職員の範囲は、部門の名称で限定されるものではなく、例えば、形式的に営業部門に在席していても、実質的には内部管理に関する業務のみを行う職員については、内部管理部門の職員として取扱うことが適当と考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、IV-3-1-4(2)④イ】
3	内部管理部門と営業部門等との兼務禁止については、「内部管理部門」や「営業部門」の判断は外形上の「組織」上の位置づけではなく、当該者の業務の実態にて判断するとの理解でよいか。例えば、組織上は営業部門として位置づけられる「支店」に帰属するコンプライアンス等の内部管理業務担当者(営業非従事者)は、内部管理部門との兼務が妨げられないとの理解でよいか。	
4	「営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」における「利用」とは、あくまで「非公開情報を利用して勧誘・契約締結を行うこと」(金融商品取引業であれば外務員登録が必要な業務)であり、例えばバックオフィス業務のように、「その非公開情報を受けて決済その他の処理を行うこと」は、「利用して」には該当しないものであるという理解でよいか。	「非公開情報を利用して業務を行う」場合とは、営業部門が顧客に投資勧誘を行う場合以外の業務も含まれるものと考えられます。また、金商業等府令第153条第3項で定める内部管理に関する業務を行う部門には、決済業務は含まれていないことに留意が必要と考えられます。
IV-3-1-4(2)④ロ(非公開情報の管理を行う責任者の権限)		
1	監督指針案IV-3-1-4(2)④ロ及びハの「非公開情報に関する事項」は、「非公開情報の管理に関する事項」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、IV-3-1-4(2)④ロ、ハ】
2	「非公開情報に関する事項について、内部管理部門の判断が営業部等の判断に必ず優先するなど、的確な牽制権限を有していること。」とあるが、内部管理部門が非公開情報の「利用」に関して制限を加えることができるという趣旨か。具体的に、非公開情報の何に関する事項について制限することを想定しているのか。	各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、非公開情報を共有する職員の範囲や共有する情報の範囲の決定、及びこれらの適切な管理に関する判断などが想定されていると考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-3-1-4(2)④(非公開情報の管理を行う責任者に対する指揮命令権限)		
1	「非公開情報に関する事項について、その他の部門(経営責任者を除く。)」とあるが、ここで言う経営責任者は、例えば、代表権のある取締役(複数)を含むのか。または、各社の業務実態に合わせて経営責任者の範囲を定めることができるのか。	経営責任者の定義については、各金融機関等の組織により異なることも考えられますが、一般的に、代表取締役は含まれるものと考えられます。
IV-3-1-4(2)⑤(非公開情報管理態勢の明確化及び役職員への周知徹底)		
1	「手続きが、書面において明確にされているか」とあるが、役職員が閲覧可能な電磁的方法によることも認められるとの理解でよいか。	ご意見を踏まえ、電磁的方法によっても可能となるよう、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、IV-3-1-4(2)⑤】
2	研修の実施について、「当該証券会社等及びその親子法人等の役職員へ」とされているが、他社の従業員に対しても社内と同等に研修を実施する等の周知徹底を図る必要があるか。	金商業等府令第153条第1項第7号及び第8号において、証券会社等は、一定の条件の下、親子法人等との間で非公開情報を授受することができることを踏まえてご質問の記載としています。 なお、ご質問の記載は、研修の実施主体が証券会社等であることを求めるものではなく、親子法人等において研修等を通じた周知徹底が図られることを求めるものであることに留意することが必要と考えられます。
IV-3-1-4(2)⑥(非公開情報の授受を行う親子法人等の営業部門等の職員)		
1	「非共有情報」については、顧客単位での区分が可能か。つまり、一の職員につき、ある顧客の非共有情報については、証券会社等が管理するものにアクセスし、別の顧客の非共有情報については、その親子法人等が管理するものにアクセスするというような対応は可能か。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご質問の場合は、非共有情報の授受の禁止に抵触するおそれがあるものと考えられます。
2	銀行営業部門において証券会社職員を兼職する営業担当者(その直属の上司も含む)が、情報共有非同意銀行顧客と同意顧客を同時に担当することは問題ないと考えるが、当該営業担当者は情報共有非同意証券会社顧客を担当することも可能か。	監督指針IV-3-1-4(2)⑥は、兼職職員が、当該証券会社等又は非公開情報の授受を行う親子法人等のうち、一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできないことを定めており、営業担当者がアクセスすることができない非共有情報にかかる顧客を担当することは困難と考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>証券会社等とその親子法人等との営業部門兼職職員について、「非共有情報」への適切なアクセス制限が講じられていることを前提とすれば、以下は許容されるとの理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業部門兼職職員が「非共有情報」にかかる顧客を担当すること。</li> <li>2. 兼職職員と非兼職職員が同一の部署に所属すること。</li> <li>3. 証券会社等が管理する非共有情報へのアクセスが認められ、その親子法人等が管理する非共有情報へのアクセスが認められない兼職職員と、証券会社等が管理する非共有情報へのアクセスは認められず、その親子法人等が管理する非共有情報へのアクセスが認められる兼職職員が同一の部署に所属すること。</li> </ol>	<p>個別の非公開情報の取扱いの適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、証券会社等とその親子法人等を兼職し、証券会社等が管理する非共有情報にのみアクセスできる職員は、証券業務に関してのみ、非共有情報にかかる法人顧客への勧誘が認められるものと考えられます。</p> <p>また、組織体制のあり方については基本的に経営判断に属する事項と考えられ、部署名による組織上の分離は必ずしも求められているものではありませんが、金商業等府令第153条第1項第7号において、非共有情報へのアクセスが制限されていることに鑑み、他の金融機関の職員が非共有情報に接することがないよう、非公開情報と非共有情報が分離して管理されることが重要と考えられます。</p>
4	<p>例えば、証券会社等とその親子法人等を兼職している営業部門の職員については、その担当する情報共有非同意顧客(非共有情報にかかる顧客)については、証券会社等又はその親子法人等のいずれかのエンティティの業務のみを勧誘し、当該顧客から取得した非共有情報については、当該いずれかのエンティティの情報として管理することが求められているとの理解でよいか。また、かかる措置が講じられていることを前提とすれば、当該営業部門職員が情報共有非同意顧客(非共有情報にかかる顧客)を担当すること自体が妨げられるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、証券会社等の営業部門の職員が、その親子法人と兼職している場合に、兼職する法人のうち、一つの法人が管理する非共有情報にかかる顧客を担当し、当該法人の商品・サービスを勧誘することは妨げられないものと考えられます(監督指針Ⅳ-3-1-4(2)⑥ロ)。ただし、例えば、1人の兼職者が、証券会社に対してオプトアウトした顧客に株式売買を勧誘し、銀行に対してオプトアウトした顧客に融資の勧誘をするといった対応は認められないものと考えられます。</p>
5	<p>当該職員が兼職している場合、その職員は、非公開情報の授受に関する同意顧客については、「親子法人等のみ取引顧客」、「証券会社等のみ取引顧客」及び「親子法人等及び証券会社等の双方の取引顧客」のいずれも勧誘等を行えるという理解でよいか。</p>	<p>基本的に、貴見のとおりと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>親子法人等の営業部門において、当該職員が兼職している場合、非共有情報のアクセスを制限する措置を講じたうえで、「主として証券会社等の業務を行う兼職者」と「主として親子法人等の業務を行う兼職者」が、同一の営業部署に所属することが可能である、という理解でよいか。</p>	<p>ご質問の場合、必ずしも部署名で分離して管理を行う必要はないと考えられますが、金商業等府令第153条第1項第7号において、非共有情報へのアクセスが制限されていることに鑑み、他の金融機関の職員が非共有情報に接することがないよう、非公開情報と非共有情報が分離して管理されることが重要と考えられます。</p> <p>いずれにせよ、その適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
7	<p>証券会社等とその親子法人等を兼職している職員が取得した「非共有情報」が法人関係情報に該当する場合でも、当該情報については、当該証券会社等又は親子法人等のうち、一の法人等において管理することが求められ、兼職者が取得したという事実のみをもって、当該他の法人等における管理が必要となるということではないとの理解でよいか（他の法人等と、他の内部管理目的(利益相反管理を含む)等の理由により共有される場合は、当該他の法人等における管理も必要になるとの理解。）。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般的に、兼職者が、自らアクセスすることが可能な法人顧客にかかる非共有情報を取得したことのみをもって、兼職する他の法人における非公開情報の管理が必要となるものではないと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>証券会社等と親子銀行等の取締役等の兼職が可能となったが、これは、兼職取締役や兼職執行役が、経営管理のために、両金融機関の顧客の非公開情報を共有することが前提となっていることから、金商業等府令第153条第1項第7号に、取締役等が経営管理目的で情報を受領・提供することを認める例外を規定すべきと考える。</p> <p>1. 仮に上記のような改正が認められないのであれば、兼職取締役や兼職執行役はいかなる根拠に基づき、非公開情報を授受できると考えるのか、その解釈の指針を明らかにすべきと考える。具体的には、取締役の頭の中で、あたかもパーティション（間仕切り）があるものとして、非公開情報を内部管理及び経営管理業務以外の業務に利用しないようにすれば、非公開情報の授受はないとの指針が実務的と考えるが、その理解でよいか。</p> <p>2. 1. のとおり、兼職取締役による非公開情報の授受がないと解釈できるのであれば、兼職営業職員についても、同様の取り扱いが否定される理由はないのではないか。</p> <p>3. 特に、監督指針案Ⅳ－3－1－4(3)④の「役員等」には、取締役や執行役等の会社法上の役員以外の兼職役員等(会社法上の役員以外の者)も含まれるのか。</p>	<p>金商業等府令第153条第1項第7号は、証券会社がグループ会社との間で非公開情報を授受することを規制するものです。</p> <p>証券会社の役職員が非公開情報を受領した場合に、当該役職員がグループ会社の役職員を兼職していることをもって、直ちに当該兼職先のグループ会社が当該情報を受領するものではないと考えられます。</p> <p>なお、監督指針Ⅳ－3－1－4(3)④における「役員等」の判断は、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、金融機関における経営委員会など業務執行に関する決定権を委譲された委員会の議決権を持つ委員として、社内の経営管理に携わる職員などが考えられます。いずれにせよ、法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にあると認められることが重要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
9	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)⑥、Ⅳ-3-1-4(3)④の理解に関して、以下の場合、金商業等府令案第153条第1項第7号に基づく顧客の非公開情報の提供・受領はないと考えてよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ある個人が、証券会社A社の取締役とA社の親銀行B社の取締役とを兼職している場合、A社の取締役としてA社の顧客の非共有情報を受領しても、同人がA社の顧客の非共有情報へアクセスすることを制限されるB社の営業部門の職員(会社法上の取締役・執行役等に該当しない。)に伝達しなければ、A社からB社にA社の顧客の非共有情報の提供があったことにはならないという理解でよいか。</li> <li>上記において、ある個人が、証券会社A社の取締役とA社の親銀行B社の役員等(ただし、会社法上の取締役・執行役等に該当しない。)とを兼職している場合も同様の理解でよいか。</li> <li>上記において、ある個人が、証券会社A社の役員等(ただし、会社法上の取締役・執行役等に該当しない。)とA社の親銀行B社の取締役とを兼職している場合も同様の理解でよいか。</li> <li>上記において、ある個人が、証券会社A社の役員等(ただし、会社法上の取締役・執行役等に該当しない。)とA社の親銀行B社の役員等(ただし、会社法上の取締役・執行役等に該当しない。)とを兼職している場合も同様の理解でよいか。</li> <li>上記において、ある個人が、証券会社A社の取締役とA社の親銀行B社の営業部門の職員(役員等に該当しないものとする。)とを兼職している場合も同様の理解でよいか。</li> <li>上記において、ある個人が、証券会社A社の役員等(ただし、会社法上の取締役・執行役等に該当しない。)とA社の親銀行B社の営業部門の職員(役員等に該当しないものとする。)とを兼職している場合も同様の理解でよいか。</li> <li>上記において、ある個人が、証券会社A社の営業部門の職員(役員等に該当しないものとする。)とA社の親銀行B社の営業部門の職員(役員等に該当しないものとする。)とを兼職している場合も同様の理解でよいか。</li> </ol> <p>そう解さないと、ある顧客からオプトアウトを求められた瞬間に授受の違反が生じるといふ実務的には対応できない帰結となりかねない。</p>	<p>個別の非公開情報の取扱いの適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、証券会社の役職員が情報を受領した場合に、当該役職員がグループ会社の役職員を兼職していることのみをもって、直ちに当該兼職先のグループ会社が当該情報を受領することにはならないと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
10	<p>1. 今回の法令・監督指針の改正によって、証券会社等と親銀行等・子銀行等の営業部門の職員の兼職は、利益相反管理体制の構築、顧客への誤認混同の防止、優越的地位の濫用の防止、非共有情報に関する管理体制の構築等を前提として、商品やサービスの種類を問わず、また、兼職する人員の規模に拘らずに認められることになるという理解でよいか。</p> <p>2. 証券会社等と親銀行等・子銀行等のオペレーション部門(証券決済や資金決済等を行う部門)の職員の兼職も、利益相反管理体制の構築、非共有情報に関する管理体制の構築等を前提として、認められることになるという理解でよいか。</p> <p>3. 証券会社等と親銀行等・子銀行等の人事・総務部門の職員の兼職も、利益相反管理体制の構築、非共有情報に関する管理体制の構築等を前提として認められることになるという理解でよいか。</p> <p>4. 証券会社等と親銀行等・子銀行等のIT部門の職員の兼職も、利益相反管理体制の構築、非共有情報に関する管理体制の構築等を前提として認められることになるという理解でよいか。</p>	<p>今回の金商法等の改正や監督指針の見直しにより、証券会社等とその親子法人等との兼職は、従来より幅広く行うことが可能となると考えられますが、個別の事例における適切性は、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。いずれにせよ、監督指針IV-3-1-4(2)④イ、同(3)③イ等に留意する必要があるほか、法令上の禁止事項等に抵触しうような兼職を行うことは必ずしも適切ではないと考えられます。</p> <p>なお、2. について、決済等を行う部門は、金商業等府令第153条第3項に基づく「内部管理に関する業務」に該当しないことに留意が必要と考えられます。</p>
11	<p>1. 本項目は文面上、理解不能であるから、趣旨が分かるように書き直してほしい。</p> <p>2. 本項目は、営業部門の職員が証券会社と親銀行の兼職している場合、いずれかの会社をホームページとしている(いずれかの会社に主として所属している)ものと考えているのか。兼職者が非共有情報に係る顧客を担当することを可能とした上で、当該非共有情報に係る顧客を担当する兼職者の非共有情報へのアクセス及び勧誘範囲を次のように整理しているのか。</p> <p>イ. は、ホームページが管理する非共有情報のみにはアクセスができ、ホームページではない兼職先の会社が管理する非共有情報にはアクセスできないということを定めた項目である。</p> <p>ロ. は、ホームページが管理する非共有情報に係る顧客の勧誘はできるが、ホームページではない兼職先の会社が管理する非共有情報に係る顧客に対して勧誘をしてはならないことを定めた項目である。</p> <p>3. 仮に上記2. のとおり、ホームページ論を採るとしても、どのような基準で、いずれの会社を「ホームページ」としていると判断するかが問題となる。契約、労働時間の長短、給与の出所、福利厚生の出所等を総合的に考慮して判断するのか。</p>	<p>1. 2. ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑥ロ】</p> <p>3. ご質問の項目は、非公開情報の適切な管理の観点から、職員のアクセス制限等を求めるものであり、兼職の有無や対象職員の雇用関係等との間に直接の関係はないものと考えられます。</p>
12	<p>役職員を銀行・証券間で兼職させる場合、銀行または証券のどちらかを主たる業務を行う先として定めるとして、これは必ずしも雇用契約関係と一致する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>「雇用契約関係」等ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、役職員の業務分掌や所属部署の決定は、基本的に経営判断に属する事項と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
13	⑥の「イ」及び「ロ」にある「職員」は、実務上、内部管理部門にも役員等が存在し情報を受領して決裁を行う可能性もあるので、「役職員」としてほしい。	ご質問の記載中イについては、監督指針Ⅳ-3-1-4(3)④において、役員等が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、一定の条件の下、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報に接することが可能であることに留意した記載となります。 なお、ロについては、ご意見を踏まえ、修正いたします。【(別紙2)P12、Ⅳ-3-1-4(2)⑥ロ】
Ⅳ-3-1-4(2)⑥イ(非共有情報へのアクセス制限)		
1	「一の法人等が管理する非共有情報以外にアクセスできないこと」という記述は「一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報」の誤植ではないか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、Ⅳ-3-1-4(2)⑥イ】
2	監督指針案Ⅳ-3-1-4(2)⑥イに掲げられたアクセス制限の措置については、「営業部門」の職員について求められるのであって、「内部管理部門」等の「営業部門」以外の部門の職員については求められるものではないとの理解でよいか。	内部管理業務を行う部門以外の部門のうち、非共有情報を用いて業務を行う部門は、営業部門に限定されないものと考えられます。したがって、ご質問の記載は、内部管理部門以外の非公開情報を用いて業務を行う各部門に適用されるべきものと考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P12、Ⅳ-3-1-4(2)⑥柱書き】
3	文意が分かりにくいので、具体的に例示してほしい。	例えば、親子関係にある銀行と証券会社で兼職を行う職員が、銀行の保有する非共有情報にアクセスすると同時に、証券の保有する非共有情報にアクセスすることは、非共有情報が親子法人等との間で共有されることとなるため、いずれか一方が制限されるという場合が考えられます。
4	「一の法人等が管理する非共有情報」とは「自社(当該職員が所属する法人)が管理する非共有情報」と同義であるという理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、仮に兼職を前提としなければ、貴見のとおりと考えられます。
Ⅳ-3-1-4(2)⑥ロ(非共有情報を用いた勧誘制限)		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>特定の法人顧客がオプトアウトしているという事実自体は、当該顧客の非公開情報ではないことを確認したい。オプトアウトした顧客の非公開情報がグループ会社の営業部門により利用されないように管理するためには、オプトアウト顧客リストをグループ会社の営業部門にも周知する必要があると考えられる(例えば、オプトアウト顧客に対してグループ会社の営業部門は勧誘等をしないこととされている。)</p>	<p>金商業等府令第1条第4項第12号において非公開情報の定義が定められておりますが、特定の法人顧客からの非公開情報の共有にかかる書面による同意の有無は、これに直ちに該当するものではないと考えられます。          なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑥ロ】</p>
2	<p>営業部門職員の勧誘禁止が規定されているが、これは例えば第一種金融商品取引業者の営業社員は、子会社が非共有情報を有している顧客には勧誘を行わないという意味か。そうであれば、第一種金融商品取引業者において、子会社がどのような非共有情報を保有するかが分からないのであり(まさにそのために管理を行うのだから)、子会社が非共有情報を持っている顧客に勧誘を行ってしまうことがあるのではないか。</p>	<p>親子法人等との間で非公開情報を授受することは、兼職の有無とは必ずしも関係がないものであり、ご質問の記載は必ずしも兼職している場合のみを想定したものではないと考えられます。          なお、監督指針IV-3-1-4(2)⑥は、非公開情報の適切な管理の観点から、職員のアクセス制限等を求めるものであり、兼職の有無や対象職員の雇用関係等との間に直接の関係はないものと考えられます。          また、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑥ロ】</p>
3	<p>1. そもそも営業部門の職員が兼職している場合を想定した項目か、又は兼職していない場合を想定した項目か明らかにしてほしい。          2. 本項目が営業部門の職員が兼職していない場合の規制であるとした場合、          (i) 本項目イ. は別会社のオプトアウト顧客の情報にアクセスできないという当然のことを定めたものに過ぎないので、削除してほしい。          (ii) 本項目ロ. は別会社の顧客に対して勧誘等を行ってはならないことを定めていることになるが、これはそもそもそのような顧客であるかどうか当該営業職員は知り得ず、過剰な規制であるので、削除してほしい。          3. 本項目が営業部門の職員が兼職している場合の規制であるとした場合、          (i) 本項目イ. は兼職している営業部門の職員は非共有情報にアクセスできなくなるので、兼職していない営業部門の職員が別に必要になるという趣旨か。それとも、兼職している営業部門の職員についても自らがホームベースとしている証券会社等又は親子法人等の非共有情報にはアクセスできると考えてよいか。          (ii) 本項目ロは、営業部門の職員が兼職している場合であると想定した場合でも過剰な規制であり、「当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、当該非共有情報に基づいて勧誘等を行わないこと」と改めるべきではないか。</p>	<p>親子法人等との間で非公開情報を授受することは、兼職の有無とは必ずしも関係がないものであり、ご質問の記載は必ずしも兼職している場合のみを想定したものではないと考えられます。          なお、監督指針IV-3-1-4(2)⑥は、非公開情報の適切な管理の観点から、職員のアクセス制限等を求めるものであり、兼職の有無や対象職員の雇用関係等との間に直接の関係はないものと考えられます。          また、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑥ロ】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>当社の見込み顧客について、他の親子法人等が顧客として非共有情報を管理しているかどうかは、当社での確認が出来ない。このような状況で、他の法人で非共有情報が管理されている顧客への勧誘を禁止することは、営業活動に支障が生じるため、本ルールを見直してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑥ロ】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>当該役職員がその情報にアクセスできない顧客であれば、他の法人等が非共有情報を管理する顧客であるかどうかについて営業部門の職員は認識できない。また、非共有情報にアクセスできない措置を講じていれば、その情報を利用して勧誘等を行うことはできないことから、(2)⑥口の勧誘等禁止の措置は削除してほしい。</p>	
6	<p>「当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等(「所属法人等」)以外の法人等(「他の法人等」)が非共有情報を管理する顧客に対して、勧誘等を行わないこと」については、あくまでも、所属法人等との取引のない顧客に対する勧誘等に限られ、例えば、オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客であって、所属法人等と他の法人等の双方と取引をしている顧客である場合、当該職員については、当該顧客に対し、他の法人等の職員としての勧誘等を行うことは禁止されるが、所属法人等の職員としての勧誘等を行うことは妨げられるものではないとの理解でよいか。</p> <p>上記理解が異なる場合、オプトアウトした法人顧客やオプトインしていない顧客であって、証券会社等とその親法人等の双方と取引を希望している顧客であっても、当該顧客に対して、証券会社等とその親法人等のそれぞれが(非公開情報を共有せずに)「単線」で勧誘等を行うことが妨げられてしまい、妥当ではないと思われるもの。なお、上記理解が正しい場合、当該顧客に対する所属法人等の職員としての勧誘等が妨げられないよう、例えば、「当該職員が、そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等の職員としての勧誘等を、当該非共有情報に係る顧客に対して行わないこと」というような表現としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑥口】</p>
7	<p>二以上の証券会社等がグループ内にあり、一の顧客について双方でそれぞれの「非共有情報」を管理する場合(オプトアウトを受けた場合)、「そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客」に双方において該当しないと考え、それぞれの保有する非共有情報の範囲でのみ当該一の顧客に対し「勧誘」を行うことは当然に可能であるとの理解でよいか。</p>	
8	<p>顧客が、部分的にオプトアウトせず、又は部分的にオプトインした場合(例えば、特定の取引に係る非公開情報についての共有を認めた場合)は、当該共有可能な情報に係る取引等については、当該顧客を「非共有情報を管理する顧客」として取り扱う必要はなく、よって、「そのアクセスできる非共有情報を管理する法人等以外の法人等が非共有情報を管理する顧客に対して、勧誘等を行わないこと」との留意事項は適用されないため、当該顧客の当該取引等については、本留意事項における勧誘等の制限が及ばないとの理解でよいか。</p>	<p>限定的にオプトアウトしている法人顧客にかかる非公開情報のうち、共有可能な非公開情報に基づく勧誘は可能であり、基本的には貴見のとおりと考えられます。いずれにせよ、個別の非公開情報の授受の適切性については、実態を踏まえ、実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
IV-3-1-4(2)⑦(人事異動時の取扱い)		
1	監督指針案IV-3-1-4(2)⑦でいう「非公開情報を取り扱う各部門」と「営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」(監督指針案IV-3-1-4(2)④イ)は同義か。	ご質問の監督指針IV-3-1-4(2)⑦における「非公開情報を取り扱う部門」には、内部管理部門が含まれる一方、監督指針IV-3-1-4(2)④の「営業部門その他非公開情報を利用して業務を行う部門」には、内部管理部門は含まれないものと考えられます。また、監督指針IV-3-1-4(2)⑦の「非公開情報を取扱わない部門」は、人事・総務等の部門が該当しますが、監督指針IV-3-1-4(2)④の「その他の部門」には、営業部門等非公開情報の管理を行う責任者等以外の部門が該当すると考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、趣旨を明確にするため、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑦】
2	「非公開情報を取り扱う各部門と非公開情報を取り扱わない部門」とあるが、それぞれ監督指針案IV-3-1-4(2)④にある「営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門」と「その他の部門」と同義語と理解してよいか。	
IV-3-1-4(2)⑧(外部委託を行う場合の留意点)		
1	本留意事項の目的が、委託先を経由した親子法人等への(非同意顧客の)非公開情報の提供の防止であることに鑑みれば、当該証券会社等から当該外部委託先が受領した非公開情報については、当該証券会社等の承諾なくしては親子法人等に提供しない等の手当てにより、委託先を経由して親子法人等への非公開情報の提供が防止できていると考えられるのであれば、証券会社等が事務の外部委託を行う場合の当該外部委託先における、本留意事項にいう「分離管理」は行わないことも許容されるとの理解でよいか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑧イ】 ただし、委託先からの非公開情報の漏えいを防止するための措置の適切性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
2	(2)⑧イの「オプトアウトした法人顧客及びオプトインしていない顧客の情報」は、「非共有情報」とすべきではないか。(2)⑧本文とイは、口とは別個の留意事項とするべきではないか。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P13、IV-3-1-4(2)⑧イ】 なお、口についても、委託先内部での管理が重要という点で、イと同様の趣旨に基づく記載であると考えられます。
IV-3-1-4(3)(内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項)		
1	監督指針案IV-3-1-4(3)「内部管理に関する業務」を行う部門とあるが、その判断にあたっては、各職員の携わる業務に基づき実態的に判断されるものであるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>1. オペレーション部門(証券決済や資金決済等を行う部門)の業務は、「内部管理に関する業務」(金商業等等府令案第153条第3項)の一つとして認められるべきである。仮に「内部管理に関する業務」自体には該当しないとしても、オペレーション部門は、不正防止などの観点からの営業部門に対する牽制機能も果たしている。オペレーション部門は、顧客に対する勧誘を行うことは通常考えられない一方で、非共有情報を共有できないことにより生じる二重の事務体制の維持に伴うコストは重大な負担となり得るわけであるから、内部管理部門との間で職員の兼務を認めるべきである。</p> <p>2. 総務・人事部門の業務についても、勧誘を行うことはおよそ考えられず、通常、非共有情報を入手することもないことから、内部管理部門との間で職員の兼務を認めるべきである。</p> <p>3. 広報部門の業務についても、勧誘を行うことはおよそ考えられず、非共有情報を入手し利用する場合でも、レピュテーション・リスク管理など、内部管理目的や経営管理目的のためであるので、内部管理部門に含めるか又は内部管理部門との間で職員の兼務を認めるべきである。</p>	<p>法令遵守管理等に必要な情報の共有は認められておりますが、それ以上に顧客の非公開情報の共有を認めることは、利益相反防止等の観点から適当でないと考えられます。</p> <p>証券会社等が内部管理目的で情報共有を行う場合に、内部管理部門において具体的にどのような漏えい防止措置を実施する必要があるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。ただし、必ずしも、非公開情報を取扱わない部門の職員と内部管理業務を行う職員の兼務が禁止されるものではないと考えられます。</p> <p>なお、レピュテーション・リスクの管理は、内部管理業務に関する業務の例として、監督指針IV-3-1-4(3)①で例示されております。</p>
3	<p>監督指針案IV-3-1-4(3)にある留意事項については、金商業等等府令案第153条第1項第7号ト又はリに基づき非公開情報を授受する場合に適用されるものであり、例えばオプトインや非オプトアウトにより共有されている非公開情報には適用されないとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、オプトインやオプトアウトの機会の提供により親子法人等と授受を行っている非公開情報については、内部管理業務以外の業務にも用いられることが考えられます。</p>
IV-3-1-4(3)①(法令遵守管理に関する業務の範囲)		
1	<p>「法令遵守管理に関する業務」として、「反社会的勢力への対応」を含めてほしい。</p>	<p>監督指針IV-3-1-4(3)①は例示であり、その他にも法令遵守管理に関する業務と認められる業務もあると考えられ、ご質問のような業務も該当するものと考えられます。いずれにせよ、個別の事例については、実態を踏まえ、実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
2	<p>(3)①ロは、「苦情・照会等」とするべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P14、IV-3-1-4(3)①ロ】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	(3)①ニにある監督当局には本邦以外も含まれるのか。	業務の内容・特性等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、必ずしも国内当局に限定されるものではないと考えられます。
IV-3-1-4(3)②(損失の危険の管理に関する業務の範囲)		
1	監督指針案IV-3-1-4(3)「内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に係る留意事項」における「内部管理業務等」には、引受審査部門による引受審査業務は含まれるのか。	引受審査としてどのような業務を行うかにより判断されるべきものと考えられますが、内部管理に関する業務については、金商業等府令第153条第3項に規定されており、それらに該当する限りにおいては、含まれるものと考えられます。
2	例えば、親銀行、子銀行等の損失を回避するために、グループ証券会社と当該親銀行、子銀行等が取引情報を共有することは可能であるという理解でよいか。	個別の事例ごとに、実態を踏まえ実質的に判断されるべきものと考えられますが、内部管理に関する業務に含まれる「損失の危険の管理に関する業務」に該当する限りにおいては、非公開情報を親子法人等と授受することは可能と考えられます。
IV-3-1-4(3)③(非公開情報が漏えいしないような措置)		
1	(3)③イ及びハにある「職員」は、実務上、内部管理部門にも役員等が存在し情報を受領して決裁を行う可能性もあるので、「役職員」としてほしい。	ご質問の記載については、監督指針IV-3-1-4(3)④において、役員等が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、その従事する一の法人等が管理する非共有情報以外の非共有情報に接することが認められる場合もあることに留意した記載となります。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>IV-3-1-4(3)④(役員等の関与)</p> <p>1. 同一証券会社等の社内の他の部門から顧客の非公開情報の提供を受ける場合のことも含むようにも読めなくはないが、(3)④口は、「当該役員等が、当該非公開情報を、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的(例えば営業目的)で利用しないこと。」とされているので、証券会社等が親子法人等から顧客の非公開情報の提供を受ける場合の規定であると解さざるを得ないがこの理解でよいか。</p> <p>2. (3)④は、(親子法人等から)「非公開情報の提供を受ける場合」についてのみ規定しているが、グループとしての経営管理に必要な場合、証券会社から親子法人等の役員等に対する非公開情報の提供も認められるべきである。</p> <p>3. 上記1. 2. の点を明確化するために、「証券会社等の役員等(役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員をいう。以下④において同じ。)が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために、親子法人等から発行者等の非公開情報の提供を受ける場合又は親子法人等に対して発行者等の非公開情報を提供する場合には、証券会社等又は親子法人等において、例えば以下のような措置が講じられているか。」と改めるべきである。</p> <p>4. 上記3. と同様に、(3)④口は、「当該役員等が、親子法人等から提供を受けた非共有情報を、当該証券会社等のために、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的(例えば営業目的)で利用しないこと。」と改めるべきである。</p>	<p>1. 貴見のとおりと考えられますが、いずれにせよ、自社内の非公開情報については、各金融機関の内部規則等により取扱いが定められているものと考えられます。</p> <p>2. ご質問の記載は例外として設けられているものであり、広く親子法人等の役職員に範囲を広げることとはなじまないものと考えられます。</p> <p>3. 4. 役員等が、自社の非公開情報を親子法人等に提供することも漏えい又は目的外利用に該当しうると考えられます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P15、IV-3-1-4(3)④】</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>「証券会社等の役員等」の「等」については「法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員」と解されるが、これは日本証券業協会「協会の内部管理責任者等に関する規則」第12条に定める営業責任者の責務と同様の性格のものと思われ、従って、証券会社における営業責任者はこの「役員等」に該当すると理解してよいか。また「経営管理目的」とは個別取引先への個別取引推進・指導は含まれないと解されるが、例えば以下の事例は「経営管理目的」に該当するものと考えてよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一定の業界に対する営業推進戦略の提案・指示</li> <li>2. 個別取引先に対する信用リスク等の高まりによる営業縮小指示</li> <li>3. 部署の営業目標設定に際して個別取引先に対する目標値の設定・承認</li> </ol>	<p>「役員等」の判断は、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して適切に判断されるべきものですが、例えば、金融機関における経営委員会など業務執行に関する決定権を委譲された委員会の議決権を持つ委員として、のメンバーとして、社内の経営管理に携わる職員などが考えられます。いずれにせよ、法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にあると認められることが重要と考えられます。</p> <p>また、「経営管理目的」で行う行為としては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、金融機関の経営委員会や取締役会等ガバナンスにかかる委員会で議論されるような事項については、認められる場合があると考えられます。</p> <p>ただし、本記載をもって、「経営管理目的」や「役員等」に該当する範囲を拡大解釈することは不適切と考えられます。</p>
3	<p>「役員等」のうち、会社法上の役員以外の者について、より明確に示してほしい（「役員等」に該当すると、営業部門の者であっても、経営管理又は内部管理に関する業務の目的に限っては、オプトアウト顧客の情報にアクセスすることが可能となり、ひいては、他のグループ会社の営業部門との兼職が可能になると理解されるので、営業部門の者が「役員等」に該当するか否かは実務上重要であると思われる。）。「法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員」ということであるが、具体的には、営業部門の者であっても、経営委員会又は業務管理委員会のような会社の経営管理を行う機関に属している者及び「執行役員」のように会社法上の役員並に取り扱われている者はもとより、「課長」「部長」のように営業部門内で指導的な職にある者のほか、営業部門内における部門内管理に従事する者が広く含まれるという理解でよいか。</p>	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>「証券会社等の役員等」につき、「役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員」とあるが、例えば、以下のような者が内部管理に関する業務を行うために非公開情報の提供を受けることも可能との理解でよいか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業部門を統括する職員（法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある者であること、また、内部管理に関する業務を行う目的で提供を受けた非公開情報を他の目的で利用しないことが前提）</li> <li>2. 営業部門の業務の管理を担う部署（営業や営業推進には従事せず）に所属する職員（法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある者であることが前提）</li> </ol>	
5	<p>「役員等」とは、「役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員」と定義されているが、以下に掲げる者はこれに該当するか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. その代表権の有無、常勤・非常勤の別、担当部門（もしあれば）を問わず、会社法上の取締役や執行役</li> <li>2. 利益相反の管理やレピュテーション・リスクの検証等の「法令遵守管理に関する業務」（監督指針案Ⅳ－３－１－４(3)①の具体例参照）などの各営業部門の管理調整に関与する者（（本）部長、ビジネスCOO等の役職が考えられるが、上記の定義に該当すれば肩書きを問わない。）</li> </ol>	
6	<p>監督指針案Ⅳ－３－１－４(3)④は、「役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行う立場にある職員」を「役員等」と定義し、役員等が経営管理又は内部管理に関する業務を行うために非公開情報の提供を受領することができることを認めている。</p> <p>かかる役員等の経営管理・内部管理に関する業務を行う目的での非公開情報の提供・受領は、オプトアウト制度を採用しない金融グループにおいても（顧客の情報共有につきオプトイン、オプトアウトするに関わらず）統一的な経営管理の観点から可能という理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客よりいかなる方法で親子法人との非公開情報授受にかかる同意を得たか、という点は、監督指針Ⅳ－３－１－４(3)の適用を限定するものとはならないと考えられます。</p> <p>他方で、監督指針Ⅳ－３－１－４(3)④では、「役員等が、…非共有情報の提供を受ける場合には…」とされており、役員等が自ら自由に親子法人等の非公開情報にアクセスできることのないようにするなど、その運用には十分留意することが重要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
7	監督指針案Ⅳ-3-1-4(3)④ロに「当該役員等が、当該非公開情報を、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的(例えば営業目的)で利用しないこと。」とあるが、実務上、「証券会社等の役員等」が営業部門の長となり非公開情報の提供を受け案件決裁を行う場合もあり、(3)④ロの遵守は実務上困難な場合もあるので削除してほしい。	金商業等府令第153条第1項第9号にも目的外利用の禁止が定められており、顧客情報の適切な管理の重要性に鑑み、削除は困難と考えられます。
Ⅳ-3-1-4(3)⑤(社内規則の整備等)		
1	役員による情報漏えいや目的外利用禁止の遵守状況についての検証は、どのような方法による検証を想定しているのか。例えば、監査役等による取締役の職務執行についての監査で検証することでよいか。	監査役等による役職員に対する業務執行についての監査で検証することも一つの方法と考えられますが、個別事例の適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
Ⅳ-3-1-4(4)(兼職による優越的地位の濫用防止)		
1	「兼職による優越的地位の濫用防止」に係る内部管理態勢についても、金商法第36条第2項の顧客利益保護管理体制の整備の一環であるとの位置づけを明記すべきである。	優越的地位の濫用防止は、金商業等府令第153条第1項第10号を踏まえた記載となると考えられます。
2	兼職者による銀証プロダクツの複合提案等が直ちに「優越的地位の濫用」や「抱き合わせ営業」に該当するものではないという理解でよいか。	基本的には貴見のとおりと考えられますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
3	当該監督指針案には、金商業等府令第153条第1項10号に新設された「第一種金融商品取引業者に対する優越的地位の濫用の防止」に関して記載されていない。同号に対する監督指針も当該「兼職による優越的地位の濫用の留意監督事項」を監督指針とするという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>銀行業務として行う株式を担保とする融資を顧客に行う場合、担保提供者である当該顧客が有価証券店頭オプション(具体的には、当該担保株式を対象としたプットオプションを当該顧客が購入)に取り組むことを希望してきた場合、当該有価証券店頭デリバティブの契約締結を勧誘することは、金商業等府令第150条第1項第3号あるいは金商法第44条の2第1項第1号に該当することとなるか。</p> <p>また担保株式のリスクヘッジのため、顧客の要望により有価証券店頭オプション(顧客のプットオプションの取得)契約を取り組み、株式と当該オプション契約を担保とすることにより担保を適格とすることは上記禁止事項に該当するか。</p>	<p>個別事例の適切性については、実態に即して実質的に判断する必要があると考えられます。いずれにせよ、優越的地位の濫用防止については、監督指針Ⅳ-3-1-4(4)及びⅧ-1-2に留意した対応が重要と考えられます。</p>
5	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(4)③において、証券会社等の営業部門の職員が親子銀行等の営業部門の職員との間で兼職し、非公開情報の授受を行う場合に求められる優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署の設置又は担当者の配置に関して、例えば営業部門の各部署に当該責任者の配置を行うことも認められるという理解でよいか。</p>	<p>個別事例の適切性については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、優越的地位の濫用の有無についての的確に防止できる体制とすることが重要と考えられます。</p> <p>また、「内部管理部門」の職員の範囲は部署名により限定されるものではなく、その活動実態を踏まえ、実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
6	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(4)③の「優越的地位を不当に利用する行為を防止するための措置を講じる責任を有する部署を設置し、又は担当者を配置」について、当該担当者については営業部署に所属する、例えば内部管理責任者も許容されるという理解でよいか。</p>	<p>また、「内部管理部門」の職員の範囲は部署名により限定されるものではなく、その活動実態を踏まえ、実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
7	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(4)④に「銀行業務に関する知識及び実務経験を有するもの」とあるが、どのような基準で考えればよいか。対象基準を明確にしてほしい。</p>	<p>ご質問の箇所については、特段の職階や資格等は求められておらず、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、銀行において法令遵守管理に関する業務に相当期間携わっているような役職員などが想定されると考えられます。</p>
<p>Ⅳ-3-1-4(5)(金商業等府令第32条の解釈について)</p>		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>金商業等府令第32条第1号に規定する「金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務」は親法人等のために経営管理上の判断を伴わない業務を行うものとして監督指針に列挙されており、従って本業務の性格上、親法人等の顧客情報に接触できないものと理解しているところ、証券会社の職員が当該業務を親法人のために業務を提供する場合において当該証券会社の職員は当該証券に在籍していることから当該証券会社の顧客情報には接触することは可能であることを確認したい。</p> <p>また、かかる金商業等府令第32条第1号に規定する「金融商品取引業又は金融商品仲介業の遂行のための業務」として監督指針に列挙されているものについては、親法人等の顧客情報に接触しないことから、当該業務を行う証券会社職員は、特段の制約無く銀行との兼職が可能と理解しているが、それでよいか。</p>	<p>基本的には貴見のとおりですが、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、当該業務を受託することについては、その業務の種類により、金商法第35条第4項に定めるその他業務の承認が必要となることに留意が必要と考えられます。</p>
2	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-4(5)③「合理的な理由のある場合」とは、いかなるケースを想定しているのか。例えば、事務合理化のため外部委託する場合も合理的な理由があると考えてよいか。</p>	<p>各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、組織再編に伴う準備等グループ会社が一体となって対応する必要がある場合等が考えられます。</p> <p>一方、事務合理化等、純粹に経営判断による場合は、該当しないおそれがあると考えられます。</p>
<p><b>Ⅳ-3-1-5(誤認防止措置)</b></p>		
1	<p>金商法第33条にいう「金融機関」との「誤認防止」を求められており、他の業種の親法人・子法人等との関係における措置を求められているものでないという理解でよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、顧客保護の観点からは、顧客が、金商法第33条で規定する「金融機関」に限らず、投資運用業者等その他の親子法人等とも誤認することがないよう運用されることが望ましいと考えられます。</p>
<p><b>Ⅳ-3-1-5(1)(他の金融機関との誤認防止措置)</b></p>		
<p>Ⅳ-3-1-5(1)①(同一の建物において、2以上の金融機関が業務を行う場合)</p>		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>親法人(銀行)と子法人(証券会社)が異なる住所にあり、証券会社職員が銀行職員を兼職し、当該証券会社内において営業活動を行う場合、当該証券会社所在地について、銀行の支店届出手続きが必要となるのか。(窓口等を置かず事務室等から顧客に電話を行う、あるいは顧客が銀行・証券共用スペースにある応接室等のみを往訪する場合を想定。)</p>	<p>銀行法における営業所とは、銀行が銀行法第10条第1項各号に掲げる業務の全部又は一部を営む施設又は設備とされております。個別事例ごとに実態に即して適切に判断されるべきものと考えられますが、ご質問の業務を行う程度であれば、銀行の固有業務の全部又は一部を行っているものと考えられませんが、届出は不要と考えられます。</p>
2	<p>兼職職員がいる銀行営業所は、証券営業を行う「営業所」としての届出が必要か。</p>	<p>個別事例ごとに実態を踏まえて適切に判断されるべきものと考えられますが、銀行と兼職する職員が、銀行営業において証券業務の営業活動を行う場合には、金商法上の営業所として届出を行うことが必要になると考えられます。</p>
3	<p>証券会社等が、本店その他の営業所を金融機関と同一の建物内に設置して業務を行う場合の誤認防止措置について、現行の監督指針Ⅳ-3-1-4(1)①「当該証券会社等と当該金融機関の窓口等が区別されており、かつ、当該証券会社名が適切に表示されているなど、適切な措置が講じられているか」との内容が削除されているが、本改正の趣旨を示してほしい。例えば、顧客が証券会社と金融機関を誤認しないように十分な説明を行ってれば、証券会社が金融機関と窓口や応接室を共有することは可能になると理解してよいか。</p>	<p>当該改正の趣旨は、兼職職員が窓口にいる場合に、複数の金融機関のサービスを提供する可能性があることを踏まえたものとなります。          なお、証券会社等が金融機関と窓口や応接室を共有することは、利益相反管理・情報共有規制・誤認防止措置を適切に講じているかといった点から、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断する必要があると考えられます。</p>
4	<p>現行の監督指針Ⅳ-3-1-4に記載されている物理的な誤認防止措置(窓口等の区別、当該証券会社等名の表示)廃止後は、金融機関の設備(窓口、応接室、オープン型式の応接等)を、そのままの形で証券会社等の営業所として使用できると理解してよいか。          また、後方事務スペースについても、情報管理の措置をしていれば、金融機関の事務所の一部を、そのままの形で証券会社が使用できると理解してよいか。</p>	<p>各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断する必要があると考えられ、ご質問のような措置を採る場合でも、顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを的確に防止できる措置を採ることが重要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>(法人顧客相手の業務を前提として)監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)①「本店その他の営業所を他の金融機関と同一の建物に設置して」とあるが、大型のオフィスビルで所在するフロアが分かれている場合や、受付が明確に分かれている場合は、当然にしてこの規制の対象外であるという理解でよいか。</p>	<p>他の事業法人等も入居しているような大型ビルに、それぞれのグループ会社が別のテナントとして入っている場合などは、該当しない可能性があるものと考えられます。いずれにせよ、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断する必要があると考えられます。また、顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを的確に防止できる措置を採ることが重要と考えられます。</p>
6	<p>登録金融機関と有価証券関連業を営む金融商品取引業者との誤認防止の場面では、国債・地方債をはじめとした金融商品を販売できる登録金融機関と金融商品取引業者との兼職者を置き、同一の「建物」で営業を行う場合は、これらの商品はその店舗の全顧客に対してどちらか一つの会社で提供しなくてはならない、ということになるのか。それとも顧客毎に、例えば属性Aの顧客に対しては、国債や投資信託を登録金融機関で販売するが、属性Bの顧客に対しては、国債や投資信託を金融商品取引業者が販売する、といった対応を採ることは許容されるかの理解でよいか。そもそも、顧客が取引相手について説明を受けていれば、どちらの業者と取引をしてもよいものではないかと考えられ、このような説明を行う必要はないのではないかと。</p>	<p>登録金融機関と証券会社について、二重の外務員登録を行うことは金商法において禁じられており、ご質問のようなケースは法令に抵触するおそれがあると考えられます。</p>
7	<p>誤認防止措置について、「店舗への掲示」は、誤認防止措置の一つの例という理解でよいか。個人顧客向けの店舗営業においては、そのような掲示は有効であると思われるが、例えば、法人顧客が来訪する際に使用する会議室をグループ銀行等と共同使用するような場合には、来訪担当者がどの法人の業務を説明しているのかを明確にすることが重要であって、一方で、「店舗への掲示」は意味が薄いと思われる。</p>	<p>顧客が全く来訪しない場合等も含め、必ずしも全ての場合に店舗等での常時の掲示が必要となるものではありませんが、基本的には、兼職等を行う金融機関であれば、必要になるものと想定されます。なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P19、Ⅳ-3-1-5(1)②イ】</p>
<p>Ⅳ-3-1-5(1)(親子法人等との間で兼職を行う場合)</p>		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)①の誤認防止措置は、共同店舗等営業部門の職員の兼職以外の形態により証券会社等と他の金融機関が同一の建物に営業所を設置してその業務を行う場合のものであり、兼職職員に係る誤認防止措置は、(1)①ではなく(1)②に掲げられたものであるとの理解でよいか。</p> <p>また、(1)②イの店舗への掲示は、営業部門の兼職職員が窓口業務等による店舗形態で業務を行っている場合に必要となるものであり、兼職者が例えば外訪を中心とした営業形態で業務を行っている場合は、当該掲示は不要との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられ、①は兼職職員にかかる誤認防止措置とは異なります。</p> <p>また、店舗の利用については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断する必要があると考えられますが、顧客が全く来訪しない場合等も含め、必ずしも全ての場合に店舗等における常時の掲示・掲載が必要となるものではないと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを的確に防止できる方法を探ることが重要と考えられます。</p>
2	<p>証券会社にベースを置いている職員が銀行の職員も兼職している状況にある場合でも、新規顧客に対して有価証券の取引の勧誘を行うのみである場合は監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②に掲げる一連の顧客への明示的行為を行う必要はないという理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、基本的に、貴見のとおりと考えられます。</p> <p>なお、証券会社の職員が兼職により銀行営業も行う場合には、誤認防止措置を適切に講じることが必要となるものと考えられます。</p>
3	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②は、証券会社等の営業部門の職員が、その親子法人等の営業部門との間で兼職をしている場合に採るべき措置としてイ乃至ニの措置を掲げているが、これらは具体例に過ぎず、これらの措置を全て満たさなければならぬわけではないわけではなく、顧客の知識・経験等の属性や取引内容に応じて適切な措置が講じられていればよいという理解でよいか。</p> <p>このことを明確化するために、同項目の柱書を、「証券会社等の営業部門の職員が、その親子法人等の営業部門との間で兼職をしている場合には、例えば以下の措置が適切に講じられているか。」とすべきである。</p>	<p>実際の運用については、各金融機関の業務の内容・特性・規模等実態に即して実質的に判断されるべきものであり、監督指針が形式的・画一的に適用されるものではないことに留意することが必要と考えられます。なお、ご質問の箇所についても、「以下のよう」とし、例示的な記載とされているものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
4	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②イ「職員が同一の店舗内で取り扱う商品・サービスの内容及びその提供主体である法人名を、当該店舗に掲示すること」が求められているが、その掲示方法(看板、標識等)や様式(看板・標識等や文字の大きさ等)が特段規定されるものではなく、証券会社等において誤認を防止する観点から適切に判断すれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
5	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②イの当該掲示はサインプレートのようなものを想定しているのか、或いはポスター等で足りるのか。</p>	<p>顧客が証券会社等を他の金融機関と誤認することを的確に防止できるよう適切な形式により掲示されるべきものと考えられ、形式は特段限定されていないものと考えられます。</p>
6	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②ロの「兼職状況の分かりやすい明示」は、銀証双方の名刺の呈示や両方の商号の同一名刺への記載でもよいか。また既往顧客に対しては毎回呈示することは不要との理解でよいか。</p>	<p>ご質問のような方法を採用することも可能な場合もあると考えられますが、いずれにせよ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。          なお、その際には、顧客が、提供されるサービスについて、その提供主体を誤認することがないような措置が必要と考えられます。</p>
7	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②ロのサービスの範囲は「〇〇取引及びこれに類するもの」といった記載でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、貴見のように、サービス範囲の類型化や主要なサービスの列挙等の方法によることも否定されないものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>銀行・証券会社等を兼職する営業部門の職員が、「新規顧客に対し勧誘を行う場合や、顧客に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明」(監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②ハ)をして、どの商品・サービスがどの法人によるものかを明示しさえすれば、一度の面談の中であっても、当該営業部門職員は、銀行職員としても、証券職員としても、勧誘等を行って問題ないか。</p> <p>特に、全体で一つのパッケージになるような商品・サービスにつき、営業部門で銀・証を兼職する職員1名が、新規顧客に対して、銀行職員として銀行取引の部分を提案し、証券会社職員として証券取引の部分を提案することは問題ないか。(その取引が、利益相反管理をした結果、問題ない場合、かつ、それぞれの商品についてどの法人が契約当事者になるかを誤認なきよう明示することを前提とする)また、兼職者による犯罪による収益の移転防止に関する法律上の顧客の本人確認(本人確認書類受領を含む。)は、銀行・証券会社等の両法人による本人確認と理解してよいか。</p>	<p>基本的に貴見のとおりと考えられますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。いずれにせよ、利益相反管理や情報共有規制の観点を踏まえた対応が求められるほか、顧客が証券会社等のサービスを他の金融機関と誤認することのないよう、十分留意することが必要と考えられます。</p> <p>なお、兼職者が、自らが兼職する複数の金融機関の本人確認を行うことは妨げられないものと考えられますが、取引の契約の相手方が別法人であることを踏まえれば、本人確認も各法人において行われることが必要になるものと考えられます。</p>
9	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②ハの「顧客に対し新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲について、十分な説明を行うこと」については、一年に一度、兼職状況及び取り扱う商品・サービス等を解説した説明文書を送付するといった対応を採ることでよいか。</p>	<p>監督指針Ⅳ-3-1-5(1)②においては、顧客と相対して勧誘等を行う職員が、顧客に対し、その兼職する親子法人等の範囲や取扱う主な商品・サービスの範囲を分かりやすく明示するよう求められており、特に、新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、十分な説明を行うことが求められるものと考えられます。</p>
10	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②ハの「新たな商品・サービスの勧誘を行う場合」とは、例えば従来からの証券会社の顧客に対し、従来は証券会社の役職員だった担当者が、新たに銀行の役職員を兼職して「預金」をはじめ勧誘するといった、「金融商品取引業」と「銀行業」の境をはじめ超えて行う「新たな商品・サービス」の勧誘の際にのみ適用されるとの理解でよいか。例えば、証券会社の役職員が従来からの証券会社等の顧客に新たなタイプの有価証券を販売するに際して、(全くその案内と銀行業とは無関係なものにもかかわらず)その兼職状況を説明しなければならない、とか、兼業業務の貸金業にかかる商品を案内するのに全く無関係の銀行との兼職状況を説明しなければならない、といったことは当然に想定されてはいないと考えてよいか。</p>	<p>誤認防止の適切性については、個別事例ごとに実態に即して実態を踏まえて実質的に判断されるべきものと考えられますが、顧客にとって新たな商品・サービスの勧誘を行う場合には、顧客が商品・サービスの提供元を十分認識できるよう、必要に応じ、説明の機会を設けることが重要と考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
11	法人顧客の資金調達ニーズに対して商品・サービスの勧誘を行い契約を締結する場合において、その兼職状況及び取り扱う商品・サービスの範囲(エクイティファイナンス等又は融資)について十分な説明を行なうことで可能であるという理解でよいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客にとって新規の商品の勧誘等に該当する場合は、兼職先の明示、商品・サービスの提供主体に関する十分な説明を行うとともに、契約締結時に確認の機会を設けることが必要と考えられます。
12	監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②ニの「書面」には、電磁的方法等も含まれることを明確化するために、「書面等」と変更してほしい。	ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P19、Ⅳ-3-1-5(1)②ニ】
13	誤認防止措置について、契約主体の書面による確認の機会とは具体的には何を行うことが想定されているのか。契約書を締結する場合には、契約主体は契約書に明示されているし、契約書は締結されずに取引報告書などで約定を確認する場合には、取引報告書に契約主体は明示されているのではないかと(取引報告書を省略できる顧客の場合には、何らかの書面で確認する必要があるほど誤認のおそれはないと思われる。)	例えば、顧客から確認書面等への署名等を求めるといった方法が考えられますが、既存の契約書等に同様の内容が記載されている場合に、別途書面を作成することまでは、必ずしも求められていないものと考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P19、Ⅳ-3-1-5(1)②ニ】 ただし、誤認防止の観点からは、当該確認が事後に行われることは必ずしも適切ではないと考えられます。
14	監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②ニにおいて、証券会社等の営業部門の職員がその親子法人等の営業部門との間で兼職している場合の誤認防止措置として、顧客との契約締結時に「書面による確認の機会を設けること」が義務付けられているが、契約に際して顧客に交付または顧客から受領する書面が多数となり顧客にとっても必要以上に煩雑となることが想定される。「契約の相手方である法人名を顧客が的確に認識できる」手段としては、顧客との契約書や顧客から差入れを受ける取引申込書等の冒頭に当該契約の相手方である法人名を大きく表示する等でも足りることとすべきではないか。	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
15	<p>顧客と契約を締結する際、当該顧客が契約の相手方である法人名を的確に認識できるように求められる「書面による確認の機会」(監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②二)に関して、例えば兼職職員が兼職する証券会社等またはその親子法人等の内、契約当事者となる者の社名が記載された契約書を顧客に提示し、当該契約書により顧客との契約を締結する場合には、「書面による確認の機会」が設けられていると認められ、別途の書面の作成が求められるものではないという理解でよいか。</p> <p>また、あらかじめ基本契約書を締結する際に「書面による確認の機会」が設けられている場合、当該基本契約書に基づく個別取引約定の都度、「書面による確認の機会」を設ける必要はないという理解でよいか。</p> <p>さらに、顧客属性等によっては、同種の取引を反復継続する場合等、必ずしも「書面による確認の機会」を設ける必要はなく、また、確認の手段も書面に限定されないとの理解でよいか。</p>	
16	<p>監督指針案Ⅳ-3-1-5(1)②二について、事前に提供された契約書において、取引相手を確認できる、口座の開設書類においてどの会社と取引を行うか明示されている、各商品・サービス毎の商品提供主体が明示されている、取引報告書等に明記されている、等の対応がなされている場合は、契約に際して改めて「確認」の書類を交付する必要がないという理解でよいか。また、「締結する際」とあるが、確認時点は「締結した際」という理解でよいか。</p>	
<p><b>その他兼職関連</b></p>		
1	<p>今般の法令改正で銀行と証券会社の役職員兼職が認められることになったが、一方で利益相反の管理、優越的地位の濫用防止の観点から、兼職によって利益相反や優越的地位が生じる可能性の高い部門間での兼職は認められるべきではない。</p> <p>例えば、銀行の融資部門と証券会社の引受部門の兼職は不適切である。このほか、法人関係情報の管理、インサイダー取引防止の観点から、銀行の融資部門や審査部門と証券会社のトレーディング部門やクレジット関連商品の担当部門の兼職は不適切である。</p>	<p>利益相反管理体制の整備及び優越的地位の濫用防止については、金商法等で定められており、これらを遵守するような体制が求められるものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>営業部門及び、決済・受渡等を行う事務部門(非内部管理部門)において証券会社職員を銀行と兼職させる場合、銀行の顧客データベース等へのアクセス権を持たず、銀行において経営管理のみを行うことを前提に、オプトアウト顧客の情報を有する銀行部署のマネジメントを行うことは出来るという理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いずれにせよ、兼職する役員等が経営管理に関する業務を行うために内部管理部門等から非公開情報の提供を受ける場合には、監督指針Ⅳ-3-1-4(3)④に留意することが必要と考えられます。</p>
3	<p>親法人(登録金融機関)が子法人を委託証券会社とする金融商品仲介業務を行いつつ、同時に当該委託証券会社の職員を兼職することは可能と考えるが如何か。また、同様に親法人が投資信託の窓販を行いつつ、証券会社の職員を兼職して証券会社の販売する投資信託も販売することは可能と理解しているが、その理解でよいか。(いずれの場合も、それに伴う利益相反の管理を適切に行うことを前提とする。)</p>	<p>二重の外務員登録が金商法において禁じられていることから、そのような兼職を行うことは困難と考えられます。いずれにせよ、それぞれが行う業務の内容等実態を踏まえ、適切に判断されることが重要と考えられます。</p>
4	<p>1. 証券会社等とその親銀行の兼職営業職員が、親銀行の営業職員として金銭の貸付けをする場合、証券会社が銀行の金銭の貸付けに係る契約の締結の代理・媒介、すなわち、銀行代理業(銀行法第2条第14項)を営んでいるとはみられないという理解でよいか(顧客のオプトイン又は法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供により顧客に関する非公開情報が共有されていることを前提とする。)</p> <p>2. 第一種金融商品取引業(有価証券関連業を含む。)及び投資助言業務を行う金融商品取引業者と当該金融商品取引業者の親銀行の兼職営業職員は、顧客に対して、金融商品取引業者の営業職員として投資助言業務を提供している場合、親銀行の営業職員として、金銭の貸付けをしても金商法第41条の5に違反しないという理解でよいか(顧客のオプトイン又は法人顧客に対するオプトアウトの機会の提供により顧客に関する非公開情報が共有されていることを前提とする。)</p>	<p>1. 個別事例ごとに実態を踏まえて実質的に判断されるべきものと考えられますが、親子法人等と兼職する者が銀行職員として業務を遂行していることを前提とすれば、基本的に貴見のとおりと考えられます。</p> <p>2. 営業職員が兼職をしていることをもって直ちに金商法第41条の5に抵触するものではありませんが、いずれにせよ、金融商品取引業者がその行う投資助言業務に関して、顧客への第三者による金銭の貸付につき媒介、取次ぎ又は代理を行っている場合には、金商法第41条の5に抵触するおそれがあるものと考えられます。</p>
5	<p>証券会社籍にいる営業職員が銀行の職員を兼職している場合において、当該職員がオプトアウトした証券会社の法人顧客に対して仕組み預金等銀行商品を勧誘することは可能か。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、銀行職員と兼職する証券会社の職員が、オプトアウトされた証券会社の顧客の非公開情報を用いて、当該顧客に銀行業務にかかる商品を勧誘することは、金商法第153条第1項第8号に抵触するおそれがあるものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>今回の金商法並びに関連法令の改正及び関連する監督指針の改正は、そこに定められた行為規制の遵守や内部管理体制の構築と運営を前提に、証券会社等が銀行その他の一定の親法人等・子法人等との間で役職員の兼職を採用することを妨げないというものである。</p> <p>このような役職員の兼職によっても、優越的地位の濫用、非共有情報の不公正な取扱い、顧客の誤認、及び「銀行の内部管理が機能せず、関係証券会社等にその遂行を任せる状況」などが回避されている限りにおいては、証券会社等又は銀行等において兼職を導入できる部署・役職の範囲及び兼職する人員の規模が、取り扱う商品や業務の規模その他の条件によって限定されることはないという理解でよいか。</p> <p>なお、ここで、銀行取締役・執行役の兼職については、銀行法第7条に定める必要な認可の取得を前提とする。</p>	<p>役職員の兼職については、予め一定の条件を定め限定するものではありませんが、各金融機関においては、その業務の特性・内容・規模等を踏まえ、適切な兼職体制を構築することが条件となる場合があります。</p> <p>なお、銀行法上の取締役等の兼職認可については、「主要行等向け総合的な監督指針の一部改正案に対するコメント及び金融庁の考え方」を参照ください。</p>
7	<p>営業部員の兼職の前提として外務員資格の取扱いはどうなるのか。登録金融機関と証券会社の兼職が解禁されたことの実効性が損なわれないよう、外務員登録について適切に対応してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、外務員の二重登録禁止の趣旨を踏まえれば、外務員が顧客に接するに当たって、その行為の帰属先が明確になっていることが十分に確保されていることが、投資者保護上必要と考えられることに留意が必要と考えられます。</p>
IV-3-2-2(発行体に対するチェック機能の発揮)		
IV-3-2-2(2)親子法人等が発行する株券の引受		
1	<p>この緩和案は新規上場会社のみには適用されるのではなく、上場会社で流動性の低い銘柄(時価総額、売買代金が100億円に満たない銘柄)にも適用してほしい。</p>	<p>金商業等府令第153条第1項第4号ハの規定の適用を受けるためには、同号に定める要件をすべて満たす必要がありますが、引受に係る株券は、新規上場会社が発行するものや流動性が高いものに限定されていないものと考えられます。</p>
IV-3-2-2(2)①(契約書の記載事項)		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「引受主幹事会社である当該証券会社等と発行体との間で取り交わす引受審査等手続きに係る契約書において」とあるが、この「契約書」は何を想定したものか。本指針の趣旨が、発行体と主幹事証券会社との間で、独立引受幹事会社を関与させることに合意し、その証跡を明確に示すことにあるのであれば、方法を限定的に定めず、例えば主幹事宣言書への記載、別途発行会社と主幹事証券会社との間で合意書または覚書を交わしてそこに記載するなどの方法等、広く認めてほしい。また、引受審査の結果によっては、ファイナンスが中止されることもありうることを勘案すると、引受審査終了までの間に、これら必要事項記載の書面を交わす時点では、単に独立引受幹事会社を定め、①のイ及びロの記載があれば足り、具体的な証券会社名は、別途、引受審査後に定める等の対応が可能という理解でよいか。</p>	<p>独立引受幹事会社と関係者の間で締結されるサービス提供のための通常の契約書が想定されるものと考えられますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。また、独立引受幹事会社は、引受審査に関与することに留意する必要があります。</p>
2	<p>金商業等府令案第153条第1項第4号ハにおいては、主幹事以外の「引受幹事会社」の役割として発行価格決定への適切な関与が言及されているが、監督指針においては、「独立引受幹事会社」に引受審査への関与も要請している。実態としては、「独立引受幹事会社」も引受審査を行う必要があるか。</p>	<p>独立引受幹事会社は、現状の共同主幹事と同様の業務を行うことが想定されており、引受審査に関わり、価格決定について一定の関与を行うことが求められると考えられます。</p>
IV-3-2-2(2)②(独立引受幹事会社の要件)		
1	<p>審査の過程で、選定した独立引受幹事会社が当該引受けに否定的な意見を出した場合、独立引受幹事会社の交代が必要となると考えるが、その場合、速やかに新たな独立引受幹事会社を選定して引受審査を再開することは可能か、或いは新たな独立引受幹事会社を選定するまでの間に一定の期間を置いてから再開すべきか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。なお、当初選定した独立引受幹事会社が、契約書等に基づき、当該否定的な意見を対外的に表明できることとされている点にも留意が必要と考えられます。</p>
2	<p>「5年間(2年間)」の定義を確認したい。この期間は、当該案件の取締役会決議日(有価証券届出書提出日)から遡って5年前(2年前)の応答日という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>口において、「過去2年以内に」、「当該株券の発行体と同じ業種に属する者」が発行した株券の主幹事を勤めた実績を「望ましい」条件としているが、昨今の株式市場の状況から、2年は厳しい条件となるおそれもある。イの5年と期間の差を設ける必要はないのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P21、IV-3-2-2(2)②口】</p>
4	<p>過去2年間で同業者の主幹事実績について、「望ましい」とあるのは、どの程度の強制力があるのか。例えば、過去2年間に同業者の主幹事実績がないA証券のほうが、過去2年間に同業者の主幹事実績があるB証券よりも総合的な業務経験等も優れているとした場合、A証券を独立引受幹事会社を選定することは可能か。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、独立引受幹事会社の適切性は、経験要件も含め、様々な要素を総合的に勘案して判断されるべきものと考えられ、ご質問のような方法を採用することも妨げられないと考えられます。</p>
5	<p>「当該期間内に、当該株券の発行体と同じ業種に属する者が発行した株券の引受けについて、主幹事会社として実績を有していることが望ましい。」との記述があるが、「望ましい」の解釈を明確にしてほしい。</p>	<p>なお、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙2)P21、IV-3-2-2(2)②口】</p>
<p><b>IV-4-2-2(3)弊害防止措置の適用除外承認(廃止)</b></p>		
1	<p>現行の監督指針IV-4-2-2-2(3)⑧イでは、特定関係者の一の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)が他の特定関係者の責任者(個別業務を複数管理する責任者を含む。)に対して具体的業務についての指揮命令権を有することは、内部管理に関する業務の責任者の独立性が損なわれることから許されなかった。しかし、規定上、「指揮命令権」から「法令等違反又は事前に策定されている明確な社内規則の違反の可能性のある取引、及び、リスク管理上重大な問題となる可能性がある取引の実行等に対する拒否権」が除外されているため、これらの事項についての証券会社等と特定法人間のレポートが認められている。この規定は、改正後削除されるが、この規定に示された考え方は、改正後も同様に認められるとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問の点は、旧監督指針において設置が求められていた「管理部門統括責任者」を削除したことに合わせ、見直しを行ったものです。いずれにせよ、各金融機関等における報告等の体制整備は、それぞれにおいて適切に判断されるべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>現行の監督指針Ⅳ-4-2-2-2(3)⑧ニは廃止される予定と理解しますが、当該規定は銀・証間のみならず、金融業者間一般において、内部管理目的以外の兼職を抑制する意義を有していたものと考えます。</p> <p>今回の当該規定の廃止により、銀行の常勤取締役等、他に明文上の兼職規制のある者を除いた、全ての役職員がグループ全部の法人を兼職し、一体的に運営することは問題ないという理解でよいか。</p> <p>ほぼ全員の兼職が可能であれば、これまで問題とされることの多かった「グループ渾然一体となった運営」については、兼職者のみに関与する限り、利益相反に適切に対処していれば、問題ないという理解でよいか。</p> <p>また、利益相反管理については、必要な水準が示されておらず、回避方法も選択制（その他適切な方法でも可能な規定と理解します。）となっておりますが、例えば、コンプライアンスがチェックする、あるいは、顧客の同意を得ておく、こととしておけば、事後的に顧客利益を害する行為がない限り、体制の整備義務は果たしているとみなされるのか。</p>	<p>金融審議会第一部会報告（平成19年12月18日）においては、自己責任に基づく内部統制の重要性が一層高まる中、① 利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、② 利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、利益相反管理体制の整備や優越的地位の濫用防止を義務付ける一方、役員の兼職規制について緩和を行うことを提言し、昨年6月に金商法等の改正を行ったところです。今回の監督指針等も当該考え方及び法令改正を踏襲したものであることから、これらの趣旨に沿った運用を行うことが重要と考えられます。</p> <p>なお、役職員の兼職に関しては、金商業等府令の非公開情報の共有規制等に抵触しないことが必要であることに留意が必要と考えられます。</p>
<p>Ⅵ-2-5-3不動産関連ファンド運用業者の業務に係る評価項目</p>		
<p>Ⅵ-2-5-3(2)(利益相反取引防止態勢)</p>		
1	<p>「法令上定められている利害関係人のみならず、利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方（以下「利害関係人等」という。）と表記されているが、当該「利害関係人等」の定義は投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項及び第201条第1項に規定する「利害関係人等」との関係が曖昧であり、かつ「利益相反取引が起り得る可能性のある取引相手方」を含めて「利害関係人等」と定義されていることで、その範囲が不明確である。</p> <p>投資法人以外の不動産関連ファンド運用業者に対して監督指針案Ⅵ-2-5-3(2)の適用対象が明確となるよう、利益相反取引防止態勢を構築すべき取引相手方の範囲については、当該業者を規制する金融商品取引法の規定に基づき明確にしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、投信法上の「利害関係人等」との関係が曖昧であるとの問題点を解消するため、記載を修正いたします。【(別紙3)P7、Ⅵ-2-5-3(2)柱書き】</p> <p>ただし、「利益相反取引が起りうる可能性のある取引相手方」の範囲について、画一的な基準を定めることは困難であり、また、潜脱的な行為を防止する観点からも適当ではないと考えられます。いずれにせよ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
2	<p>「利害関係人等からの物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針である場合」との記載について、下記事項について確認したい。</p> <p>① 本記載は、かかる方針を採用していない不動産関連ファンド運用業者については対象外の項目であること、さらには、「利害関係人等からの物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正である」との方針を採用することが不動産関連ファンド運用業者に求められるものではないということを確認したい。</p> <p>② 不動産関連ファンド運用業者が利害関係人等との売買における取引価格について、原則として、鑑定評価額を取得においては上限とし、売却においては下限として制限している場合には、「一定の幅を加減した額」は認識できないので、対象外の項目であるか確認したい。</p>	
3	<p>原則として何も加減しない鑑定評価額(言い換えれば、0を加算した額)を取得の場合には上限とし売却の場合には下限として利害関係人等との売買を制限している場合には、常に当該ルールは適正であるため、定期的な見直しやそのルールを選択している理由の公表の必要はないと考えてよいか。(鑑定評価額未満での取得や鑑定評価額超過での売却が公正でないとすると鑑定評価自体の信頼性を損ねることになりかねない。実務上は見直しを定期的に行うことは難しいと考えている。)</p> <p>また、既に当該方針を規定していて、有価証券報告書上にその方針を記載している場合には、特に改めて方針について適時開示などの必要はないと考えてよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
4	<p>「利害関係人等からの物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針である場合は、当該加減をする幅が市況に鑑み適切であるかについて、定期的に見直しを行う態勢となっているか。」とあるが、取引価格を鑑定評価額としている場合は、鑑定評価額が市況を適切に反映した価格であるとの認識に基づき、該当しないと考えるよいか。なお、当該鑑定評価額については、運用会社の査定価格との比較分析検討は従来どおり行うという前提である。</p>	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>「利害関係人等からの物件取得に係る取引価格に関し、鑑定評価額を基準として一定の幅を加減した額であれば公正であるとの方針」を採用していない運用業者には適用されないとの理解でよいか。また、同方針を採用することが運用業者に求められるものではないとの理解でよいか。</p>	
6	<p>「契約者への通知」とあるが、この「契約者」とは、不動産関連特定投資運用業の場合には、不動産関連特定投資運用業者が締結する投資一任契約の相手方であるSPCを指すとの理解で良いか確認したい。また、SPCとの間で、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第10号に基づく投資一任契約を締結した場合には、当該契約書に、当該SPCへの出資者である「対象権利者」に対し忠実義務・善管注意義務を負う旨、記載されていることから、「契約者」たる当該SPCへの通知に加えて当該対象権利者への通知も必要とされるのか確認したい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘の定義府令第16条第1項第10号の適用がある場合など、SPCの出資者への通知が必要な場合もあるものと考えられます。</p>
7	<p>① 現行の監督指針の「管理できることが望ましい。」との表現より「管理できることとなっているか。」とより強い姿勢が示された表現となっているが、本留意点はあくまで例示であることを確認したい。</p> <p>② さらに「売買折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できることとなっているか。」という留意点は、売買折衝状況を逐一把握すること(究極的には折衝への同席や一定期間毎の状況管理等を求められるような表記とも捉えられる)が求められるものではないことを確認したい。</p> <p>③ 加えて、個別の不動産関連ファンド運用業者の業容・業務執行態勢といった個別事情に鑑み、例えば、不動産関連ファンド運用業者が定める内部意思決定手続きにおいて、利害関係人等との取引を審議する会議体を定めている場合には「物件情報(売買に係る折衝状況等を含む。）」について、「一元管理する態勢」があり、また、かかる会議体のほか、内部意思決定手続きにおいて最終意思決定より以前にコンプライアンス担当者の関与がなされる手続きとされていれば「売買折衝状況等をコンプライアンス担当者が管理できる態勢」であるという理解でよいことを確認したい。</p>	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
8	<p>現在、利害関係人等との取引を行う際には、全ての物件の取得/売却について、委員会審議を必要とし、当該委員会開催前にコンプライアンス担当者と議案申請部署の長が面談を行い、その取引の経緯にコンプライアンス上の問題がないかを確認している。この面談での説明・確認をもって利害関係人等との売買に係る折衝状況等をコンプライアンス担当者が一元的に管理していると思ふように確認したい。</p>	<p>基本的に、貴見のとおりと考えられます。                  売買折衝状況等の管理についても、画一的な対応を求めるものではなく、各社の業務の内容・特性・規模等に応じて実効性ある対応を行うことが重要と考えられます。</p>
9	<p>具体的には、物件情報の入手及び検討開始時期の把握、売買価格の検証指標となる鑑定評価書等の検証、コンプライアンス委員会、投資委員会等、審議、意思決定を行なう会議での審議、意思決定の実施状況の確認等を行なうことをいい、一律に、折衝への同席、定時状況管理等を行なうこと迄を要請しているものではないことを確認したい。</p>	
10	<p>利益相反取引に係る適切な管理態勢を構築している例示であり、業容や業務執行体制の異なる運用業者すべてに対し一律に適用されるものではないとの理解でよいか。</p>	
11	<p>コンプライアンス担当者による管理については、「利害関係人等」との売買に係る折衝に同席する等、折衝状況等を逐一把握することまでは求められていないとの理解でよいか。                  具体的には、物件情報の検討開始、売買価格の検証指標となる鑑定評価書等の検証、審議・意思決定を行なう会議（コンプライアンス委員会等）での審議・意思決定状況の確認、顧客の同意・開示等の実施状況等の確認を行なうことでよいか。</p>	
12	<p>「利害関係人等」との取引を審議する会議体（コンプライアンス委員会等）を定めている場合であっても、一元的に管理できる態勢が構築されているとの理解でよいか。また、会議体による審議以前にコンプライアンス担当者が関与する手続きとされていれば、コンプライアンス担当者が管理できることとなっているとの理解でよいか。</p>	

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
13	運用部門において売買を見送った物件情報の中に「利害関係人等」からの情報が含まれる場合であっても、コンプライアンス担当者等が当該情報を一元的に管理する必要があるか確認したい。	当該案件の検討過程においては、利益相反防止のための適切な管理が行われることが重要と考えられます。一方、取引を行わない旨が決定された後においては、必ずしも、他の案件と同程度の管理までが求められるものではないと考えられます。
14	「デューディリジェンス(当該不動産関連ファンドが当該不動産を取得する際の取得価格算定を含む。)」とあるが、ウェアハウジング機能を利用する不動産関連ファンドが利害関係人等以外の第三者から取得する場合と同様のデューディリジェンスを行うことが求められており、ウェアハウジングを行う利害関係人等の取得価格に関するデューディリジェンスまでは求められてないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
VI-2-5-3(4)①「不動産の取得」等の範囲について		
1	<p>監督指針案において「また、不動産関連特定投資運用業として行う不動産信託受益権に対する投資運用や、当該業務に関連して届出業務として行う不動産に対する投資運用の範囲も、同様とする。」が追加されているが、「ただし、例えば以下のような場合など、投資法人が宅地の造成又は建物の建築に係る請負契約の注文者になることがふさわしくない場合」として例示されるイ、ロについては、あくまで「投資法人」においてふさわしくない場合の例示であって、不動産私募ファンドにおいてもふさわしくない場合の例示ではないということを確認したい。</p> <p>不動産私募ファンドにおいては、例えば、大規模改修等によりバリューアップを行うことを目論むファンドや、開発を目的とするファンドなど、例示されるイやロを投資の前提としたファンドがあることに鑑み、不動産私募ファンドにおいて「ふさわしくない場合」に該当しないことを確認したい。</p>	貴見のとおりと考えられます。
2	ただし書については、投資法人のみに適用されるものであり、イやロは私募ファンドにおいてふさわしくない場合に該当しないとの理解でよいか。	
VI-2-5-3(4)②投資法人によるフォワード・コミットメント等について		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>フォワード・コミットメント等に関する評価項目の適用を投資法人が行うフォワード・コミットメントに限定する理由は何か確認したい。</p> <p>投資法人以外の不動産関連ファンド及び不動産関連ファンド運用業者についても、フォワード・コミットメント等を行っており、同様のリスクを負っているため、フォワード・コミットメント等に関する評価項目を適用させるべきではないか。</p>	<p>投資法人以外の不動産関連ファンドは、その投資家(出資者)の範囲等が区々であり、一般投資家等から幅広く出資を集める投資法人と同様の取り扱いをすることは、必ずしもなじまないものと考えられます。</p>
2	<p>投資法人のみに適用されるものであり、私募ファンドには適用されないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
3	<p>フォワード・コミットメントの定義に関して、先日付での売買契約及び先日付の買付け意向表明と同様の効果及びリスクを持つと考えられる先日付での売買の予約契約(信託受益権売買予約契約等)についても、監督上の評価項目として取扱うことを明示すべきではないか。</p> <p>例えば、「フォワード・コミットメント(先日付での売買契約であって、契約締結から1月以上経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているもの及び当該先日付での売買契約の予約契約をいう。以下②において同じ。)」との記載に修正すること又は「先日付の買付け意向表明又は先日付での売買の予約契約等を行う場合も、当該意向表明又は予約契約が取引への実質的な拘束力を持つ場合(解約に条件が付される場合を含む)は、これに準じた取扱いを行うこととする。」との記載に修正することをご検討されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙3)P8、VI-2-5-3(4)②柱書き】</p>
4	<p>投資法人によるフォワード・コミットメントを行う場合には、先日付の買付け意向表明等を行う場合も、当該意向表明が取引への実質的な拘束力を持つ場合は、これに準じた取扱いを行うこととする、とあるが、「実質的な拘束力」とはどの程度のものを指すのか。例えば、買付け意向表明の中に、「最終的な買付け実行には、取締役会等最高意思決定機関の承認が必要である」旨明記している場合は、本記載内容に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘のように実効性のある停止条件が付されている場合は、「実質的な拘束力を持つ場合」には該当しないものと考えられます。</p>

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>今回、フォワード・コミットメントに関し監督指針案として提示された、イ.適切な開示、ロ.社内ルールの整備、ハ.継続鑑定等の公表は、投資家保護及びリスク管理の観点から必要なものと考えている。</p> <p>しかし、フォワード・コミットメントの定義が、『契約から決済までの期間が1ヶ月以上』というのは、次の理由から短いと思料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の不動産市場の変化が激しいといっても、1ヶ月ではそれほどの物件価額の変化は無くリスクもほとんど無いこと</li> </ul> <p>よって、フォワード・コミットメントの定義としては、不動産価額の変化が懸念される3ヶ月以上となるものにすべきと思料する。</p> <p>また、以下の3点についてご回答いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「実質的な拘束力」とは、投資法人の役員会、運用会社の取締役会などで決裁を得ることが停止条件となっている場合は「拘束力なし」と判断して良いか。</li> <li>②「配当原資に比して過大」とは、具体的にはどのような水準をいうのか。</li> <li>③「公表すべき解約条件」とは、違約金額と考えて良いか。</li> </ul>	<p>今回の改正は、昨今の金融・資本市場や不動産市場の状況を踏まえ、投資法人がフォワード・コミットメントを行う場合にはその履行に必要な資金調達が困難となるおそれがあり、ひいては投資主にも多大な影響を与えかねないことを踏まえたものです。こうした趣旨に鑑みれば、この対象となる範囲をいたずらに拡大することは必ずしも適当でないと考えられますが、いずれにせよ、各投資法人において、投資主保護の観点から適切な対応を行うことが重要と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個別事案ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご指摘のように実効性のある停止条件が付されている場合は、「実質的な拘束力を持つ場合」には該当しないものと考えられます。</li> <li>② 例えば、長期安定的な運用により一定水準の配当を確保する方針を有する投資法人において、フォワード・コミットメントに係る違約金の水準が、その想定する配当の水準を上回る規模である場合等が該当するものと考えられます。</li> <li>③ 貴見のとおり、違約金に関する事項等が該当すると考えられます。</li> </ul>
VI-2-7-3 投資法人の合併に関する留意事項		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>監督指針案では、「吸収合併をする場合において、吸収合併消滅法人の投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口の算定にあたって、合併比率調整等のため当該投資口の交付に代わり、交付することが認められる金銭(以下「合併交付金」という。)を交付することとする場合には、投信法第147条第1項第2号に掲げる事項として、合併交付金の額又はその算定方法及び吸収合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて割り当てる合併交付金の額に関する事項が含まれることに留意する。」とあるが、「吸収合併をする場合において、吸収合併消滅法人の投資主に交付する吸収合併存続法人の投資口の算定にあたって、合併比率調整金、分配代り金等の金銭(以下「合併交付金」という。)を交付することとする場合には、投信法第147条第1項第2号に掲げる事項として、合併交付金の額又はその算定方法その他吸収合併消滅法人の投資主の有する投資口の口数に応じて割り当てる合併交付金の額に関する事項が含まれることに留意する。」としてほしい。</p> <p>「交付することが認められる」というのでは、誰が認めるのかという議論になってしまい、せっかくここで規定して頂く意味がなくなってしまうと思われる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙3)P9、VI-2-7-3】</p>
2	<p>監督指針案において、吸収合併消滅投資法人の投資主に対し「合併比率調整等のため当該投資口の交付に代わり、交付することが認められる金銭(以下「合併交付金」という。)」としているが、吸収合併存続法人の投資口を交付せずに、合併交付金のみを交付することはできないとの理解でよいか。</p>	<p>投信法では、吸収合併の対価は、投資口によって交付することが想定されているものと考えられます。一方、ご指摘の記載は、合併比率調整等のために合併交付金を支払う場合を想定したものであり、投資口の交付が可能であるにもかかわらず対価の全てを合併交付金の形で交付することは想定されていないものと考えられます。</p>
IX-2-4 適格機関投資家等特例業者に該当しなくなった場合の留意点		

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>監督指針案Ⅸ-2-4(1)は、金融商品取引法第63条第5項の命令を出す具体的な場合として、特例業務開始時には資金拠出者の中に適格機関投資家が含まれていたが、特例業務届出者の責に帰さない何らかの理由で適格機関投資家が含まれなくなったときのみを想定している。一方、同(2)では、適格機関投資以外の者が49人を超えることとなる場合には、無登録業者に対する対応に準じた対応をとる必要があるとしている。</p> <p>例えば、適格機関投資家3人、一般投資家49人で、適格機関投資家等特例業務を行っていた場合に、特例業務届出者の責に帰さない何らかの理由で適格機関投資家のうち1人が一般投資家になってしまった場合、形式的には上記(1)及び(2)のいずれにも該当すると思われる。</p> <p>このような場合でなくとも、特例業務届出者の責に帰さない何らかの理由で適格機関投資家以外の者が49人を超えてしまうことは有り得るため、上記(1)及び(2)の場合で取扱いに差異を設けるべきではなく、いずれの場合でも、特例業務届出者の責に帰さない限り、金融商品取引法第63条第5項の命令の対象としてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。【(別紙3)P14、Ⅸ-2-4-(1)】</p>